

特218

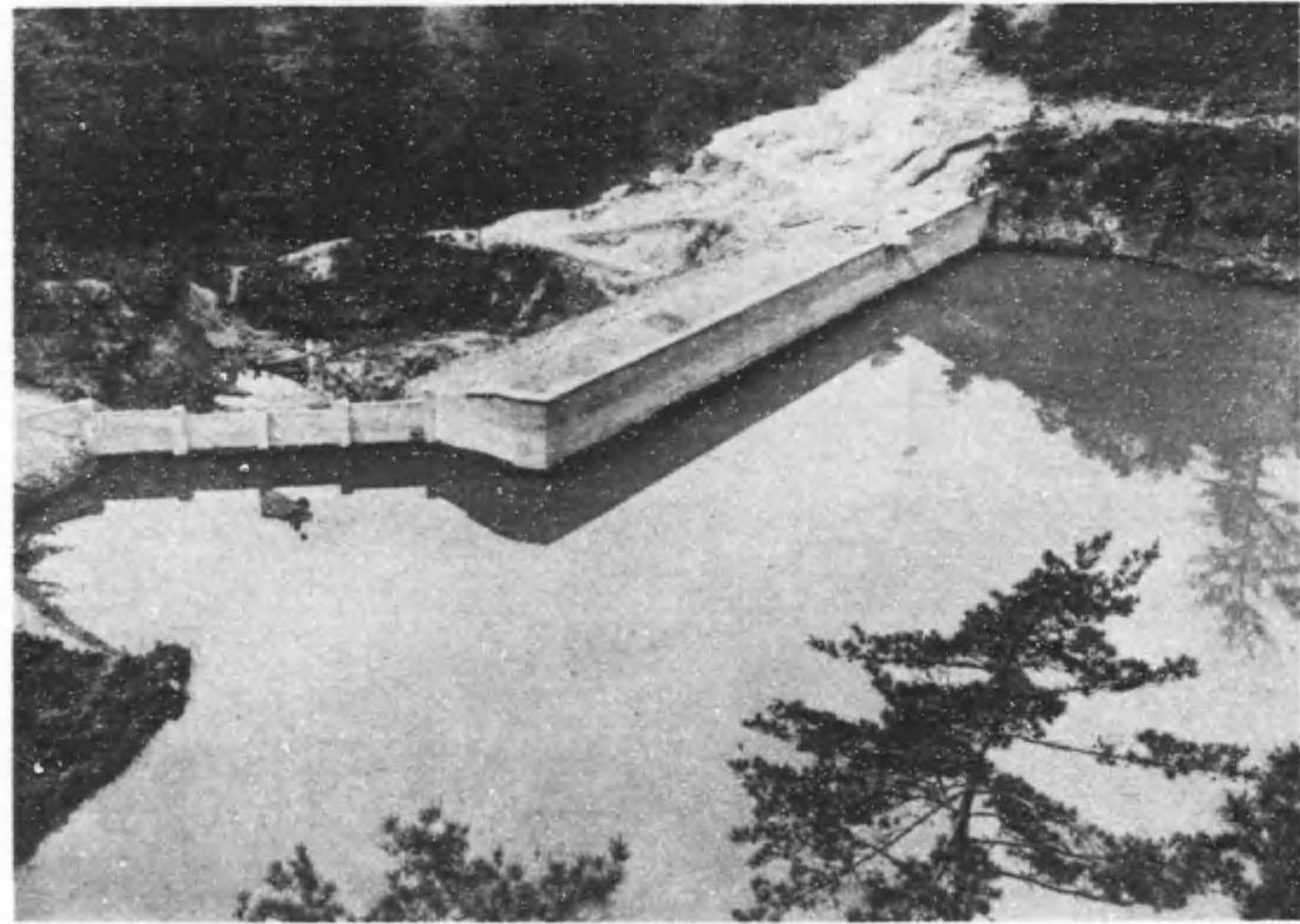
394

新庄村水道小誌

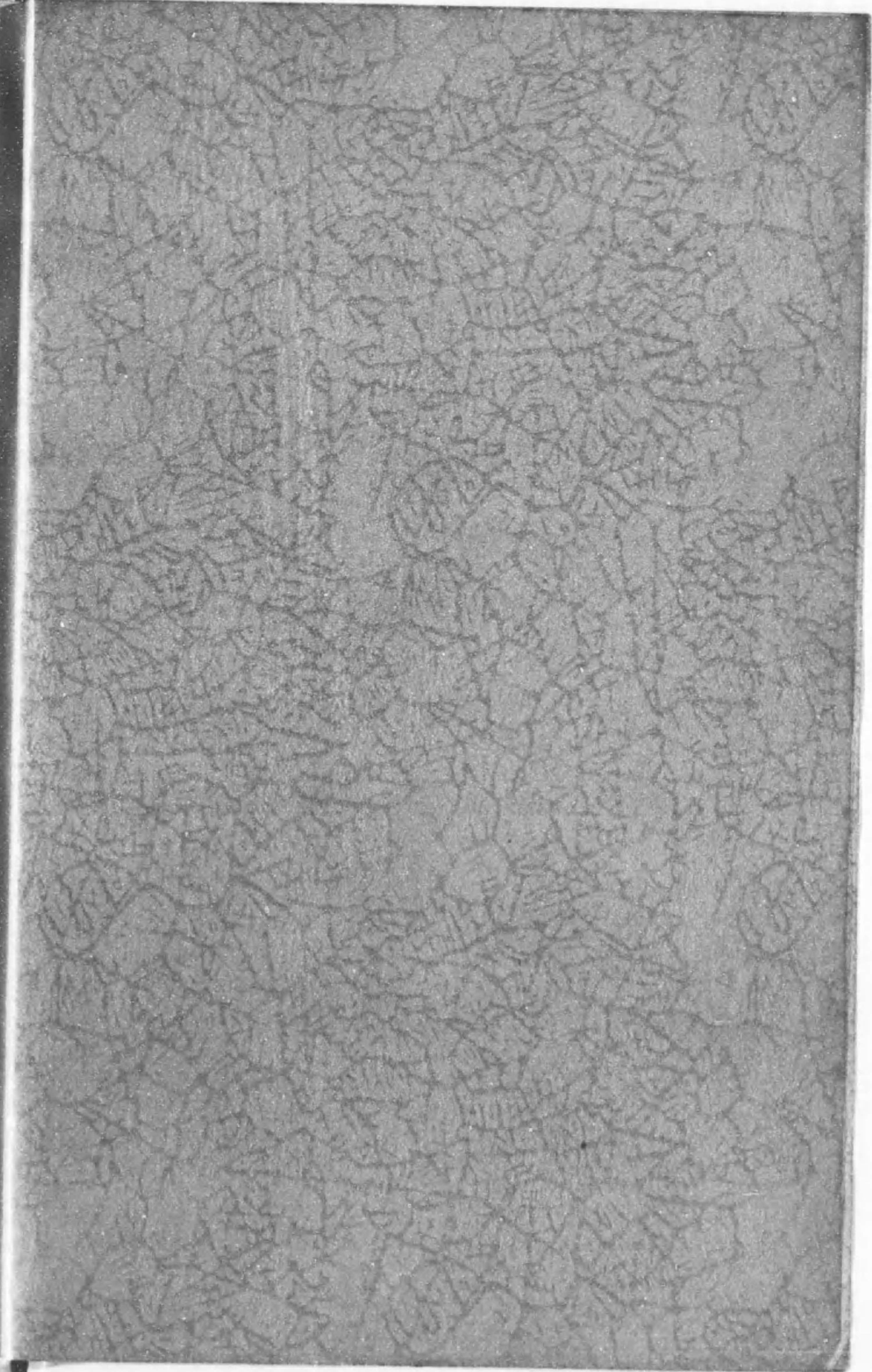


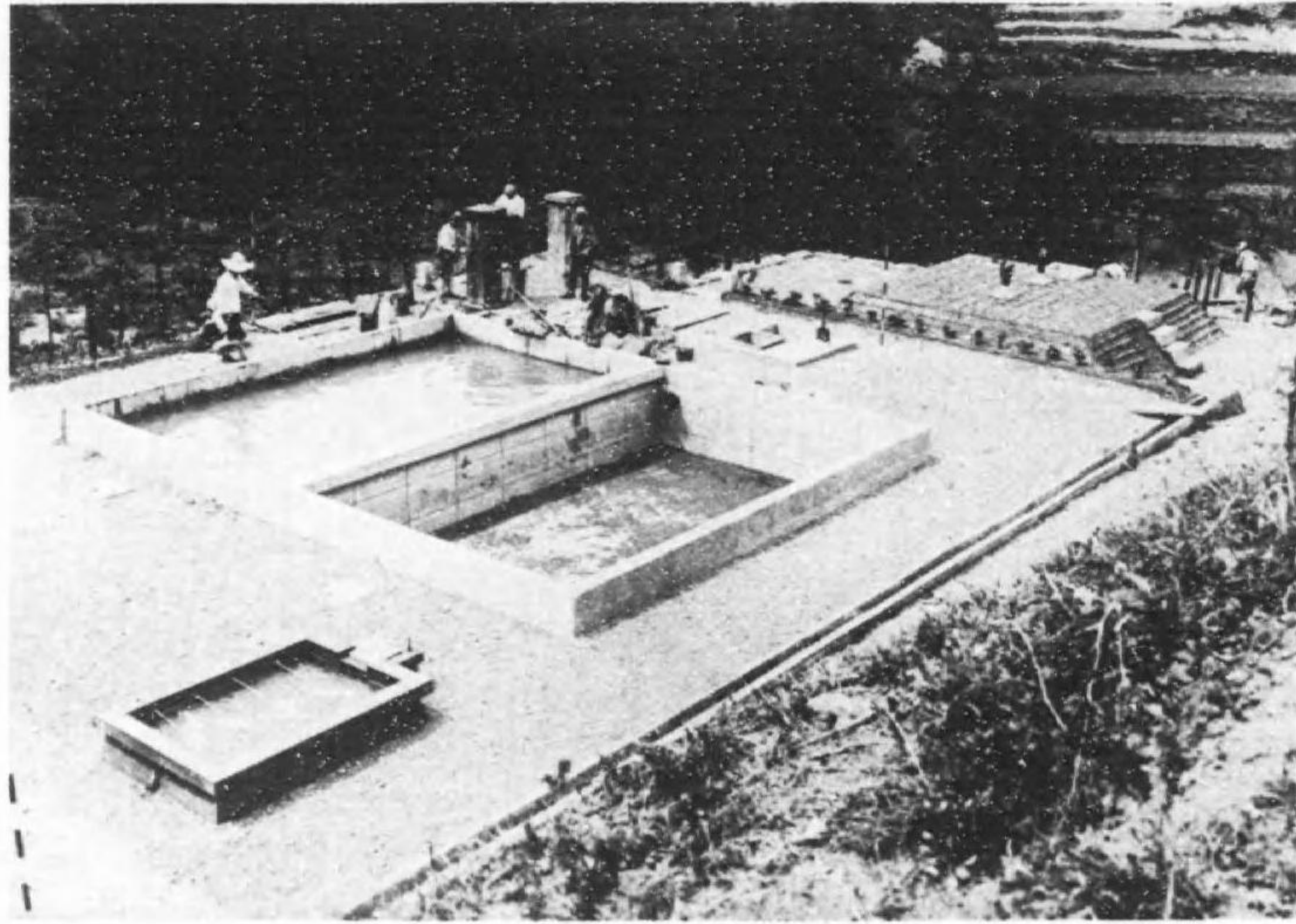
始



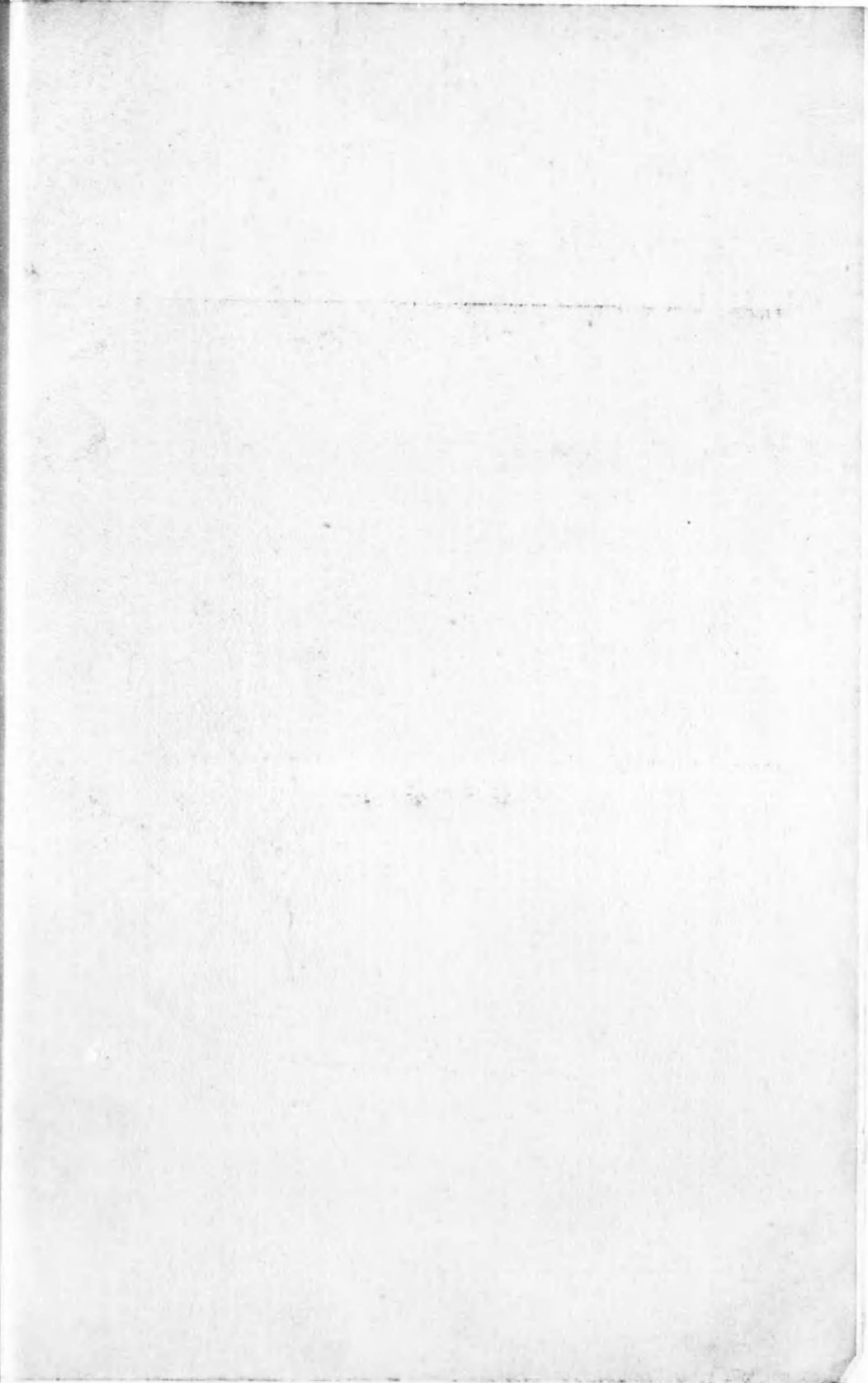


(竣功セル水源池)





(竣功直前 = 於ケル淨水場)





(新庄村役場前ニ於ケル消火栓直結放水ノ状況)

特218  
394

新庄水道小誌



昭和十一年五月



## 序

吾人生活上の要件は固より一にして足らずと雖も就中飲料水の如きはその最重要なるものにして、且つこれが良否は衛生保健上に至大の關係を有するものなれば、その必要に應ずる供給量の潤澤なると其の質の純良なるものを要するは固より言を俟たざる所なり

然るに本村は古來良質の純水極めて價少にして、短期の旱天にも水源忽ち涸渴し、之が爲村人は日常の炊爨其他に關し多大の脅威を受くること擧ぐるに勝ゆべからず是れ洵に吾郷人父祖以來の通患、而して歴代の村理事者及地方先輩有士諸士が多年斯の懸案に對し苦心を積み企畫を重ねしこと嘗に一再に止らず。況んや本村の地たる直に縣道幹線に沿ひ田邊灣内文里港を控へ實に水陸聯絡の要衝、物資集散の樞區たり加ふるに近時文化の發展と國運の進張に伴ひ、本村交通運輸の能力も頓に進展の機に會し村民が良質の飲料水に對する關心と希望は遽かに熾烈となり遂に巨費を擲て上水道布設の一大鐵案を立て爾來協力其遂行に努めこゝに其完成を見るに至れり

今本文を帥するに方り水道布設案の成立より同工事竣成に至る經過の梗概を記すれば

昭和五年名喜里字長平田茂一氏字名喜里のみを區域とする上水道布設を企畫せるを契機とし昭和七年當時の村長田上次郎吉氏又上水道布設を前提とする字長井谷に貯水池を築造するの計畫を立てらる。然るに惜むべし病の爲め工成らずして職を辞せられ、次いで坂本宇三郎氏村長に就職せられて貯水池は完成せしも幾ばくもなく職を辞せられたり。是に於てか不肖不敏をも顧みず其の後を襲ひて昭和九年十二月七日村

會に諮り工費參萬五百圓を以て水道布設を決定し同十一年十月二十四日其工事施行の認可を得たり。依而同年十一月二十六日起工式を擧げて工事に着手し、工を施すこと半歲、昭和十一年五月遂に竣成し之れが祝典を行ふに至れり。想ふに今日この美果を收め得たる所以は時恰も經濟界の不況に伴ふ物價勞銀の低落と東京水道普及助成會の設計になる新式エタニットパイプの使用と工法經理の合理化に因れると背後に監督官廳の指導其よろしきを得たると、村政機關の眞摯なる協力と、全村民の熱烈なる後援に負ふところ多大なり

斯くの如く本水道は工程に於て豫期以上の成功を收め、水は清冽玉の如く滾々として盡きず。自今以後村民の保健衛生は更なり防火其他船舶に對する給水上の利便等幾多公益に貢獻する所眞に多大なるものあらん。其の効果の及ぶ所嘗にこゝに止らず、今次の擧は實に郷人が和衷協戮の力によりて、以て祖先以來の宿望を完成し其の功德の及ぶ處後世子孫をして永く其の慶福を享けしむるを得るを想へば本工事竣成の歡聲は單に吾等現在の村民のみを謂はんや。予淺學非才と雖も現に職に村宰にあり不文を顧みず卷頭に序すと云爾

昭和十一年五月

新庄村長 坂本 菊松

新庄村水道布設首腦部

同	同	同	同	村會議員	技 工 事 担 手	現 收 入 役	現 助 役	現 村 長	元 村 長	元 村 長
北	田	畑	塩	橋	柳	中	平	坂	榎	田
山	中	地	本			島	田	本	本	上
平	政	源	兵	富	武	悅	金	菊	宇	次
吉	吉	治	治	吉	司	藏	藏	松	三	郎
									郎	吉

同	願	同	同	同	同	同	同	同	同
	問								
榎	真	中	中	山	山	長	那	野	
本	砂	路	島	根	崎	井	須	村	
傳	善	甚	榮	三	槌	清	三	岩	
治	兵	藏	吉	兵	兵	太	代	吉	
	衛			衛	衛	郎	吉	吉	

新庄村水道小誌 目次

序 文

水道首脳部

第一章 總 說

- 一、新庄村の概要 ..... 一
- 二、新庄村と水道 ..... 二

第二章 工事計畫と経過

- 一、概 說 ..... 三
- 二、水 源 ..... 四
- 三、水 量 ..... 六
- 四、給 水 量 ..... 一〇
- 五、水 質 ..... 一一
- 六、給水區域及人口 ..... 一二

七、最大給水量と配水管 ..... 一三

八、水 壓 ..... 一三

第三章 布設工事と諸設備

一、取 入 口 ..... 一四

二、導 水 管 ..... 一五

三、淨 水 場 ..... 一五

(イ)分水井.....一五 (ロ)濾過池.....一六 (ハ)量水井.....一六  
 (ニ)配水池.....一六 (ホ)配水本管及支管.....一七

四、消 火 栓 ..... 一八

第四章 財 政

一、概 說 ..... 一八

二、財政計畫及議案文書 ..... 一九

(イ)自昭和二十一年度新庄村水道財政計畫書 ..... 一九

(ロ)至昭和二十一年度新庄村水道財政計畫書 ..... 二二

(ハ)更正財政計畫 ..... 二三



(ハ) 議案文書	二二
三、積戻償還年次表	二六
四、稟請文書	二七
五、縣費補助	三一

### 第五章 用地使用及占用

一、縣道及河川敷地占用	三七
二、鐵道用地占用	四三

### 第六章 物件購買及請負

一、物件購買契約書	四五
二、工事請負契約書	五〇

### 第七章 水道使用條例及給水狀況

一、水道使用條例	五六
二、給水狀況	六六

附 録	
本村水道と「エタニットパイプ」使用に就て	六七

## 第一章 總 說

### 一、新庄村の概要

本村は和歌山縣廳を去る南方四十三哩五の地点にあり、西牟婁郡の西部に位し東部、北部、南部は大部分山岳に圍繞せられ、山を界して三栖、萬呂、岩田、生馬、朝來及西富田村等の各村に隣り、西北に文里灣を挾んで田邊町に接し、西は田邊灣に臨み瀬戸鉛山村に相對す。

其地勢、北部、東部及中央以南の一帶は山脈連亘して、丘谷起伏し、平地また此の間に介在して地形の變化著し。境域を概觀すれば、其の主體は、海岸に浴ふて南に延びて矩形を爲し、中央部即ち瀧内方面に於ては海岸と、村界に、両面より削蝕せられて、最も狹隘なれども、東西の長さは約六千八百七十米、南北に約八千二百九十米餘に達する所あり、總面積一方里餘に及ぶ。

本村は往時より、新庄村と稱し、元和五年徳川氏の領となり、世々安藤氏の提封に屬し、王政革新の後徳川氏封土を奉還し、明治四年七月十四日田邊藩を廢して田邊縣となり、同年十月二十二日田邊縣は廢止せられて、和歌山縣の處轄となる。

越えて明治十七年六月聯合戸長役場を田邊町に置くに當り、田邊町、江川町、紺屋町等其他十箇町及湊村外四箇村と新庄村の各村は、聯合戸長役場に屬したのであるが、明治二十二年町村制實施により、分離して

獨立村となり、自治機關が茲に成立し、今日に到つたのである。

村内は之を八箇字に區分せらる、即ち北部より橋谷、北原、長井谷、名喜里、跡之浦、瀧内、内之浦及鳥の巢が之である。橋谷及名喜里は文里灣に接し、北原、長井谷また之に續き、名喜里川、橋谷川は此の地域を貫流して文里灣に注ぐ、其の流域は平地拓け、田園綠野耕され、能野街道は此處を貫通し南、北に走りて本村の大動脈を爲す、浴道の人家周密し、村内諸般の中心を成し、商業に、工業に、産業上また樞要なる地位を占む。

紀勢西線紀伊新庄驛はまた此の要部に位置し、文里灣に臨む文里港は天然の良港としてあまねく知らるゝ處である

## 二、新庄村と水道

斯の如く本村は海陸運輸の至便を擁し、年々長足の進歩と共に貨客、集散吞吐の激増は、むしろ其限界を知らず、是即ち輓近に於ける本村の發展を如實に物語るものであつて、實にまた將來を豫測するに難くないのである隨つて此の交通の至便、産業の發達に據つて來る村勢の隆興は、村民の實生活に直面して、保健に衛生に保安に、關連する所まことに多くまた極めて緊密なる關係にある事は謂ふまでもない。

然るに本村に於ては、之が施設として見るべきものなく、殊に吾人日常生活に最も必要なる飲料水は、其質極めて悪く、剩へ年々の濁水期に際しては、湧泉、井水忽ち涸渴し、村民の日常生活は云ふに及ばず、健

康に、保安に、常に其脅威を受けて居たのである。

故に之が對策として、上水道の施設は、舉村一致の急務として、布設に要する巨額の費用は本村の財政と相伴はず在昔今日に及んだのである、然るに其後多年來の懸案となつて居たのであるが、熱誠なる村民の要望と共に愈々其機熟し、茲に布設の計畫を樹立して、調査設計は進められ、當局の認可を俟つて起工するの運びに到り起工の式典と共に着工したのである。以來順天に恵まれ工事は着々進捗し、遂に完成を見るに至り、村民多年の宿望は豫期の成績を収めて完全に遂げられたのである。

## 第二章 工事計畫の經過

### 一、概 説

本村水道の計畫に方り、先づ良好なる自然的條件を具備する水源を撰定せなければならぬ。

これは供給すべき水量、水質、水源より村内に導く水路の遠近及適否等、其他あらゆる視角より嚴密なる考察を爲して、決定せなければならぬ事は勿論であるが、今本村の地勢を概観し先づ長井谷溪流を視るに、本村東北部の村界をなす高畑山麓に源を發して、奥山一圓の雨水、湧泉を聚めて、長井谷に出で、名喜里を貫流して文里灣に注ぐ、即ち本村北部を横斷する川であるが、流域に於ては水量多く、水質と亦良好で、廣漠なる集水面を有し、配水路の沿線には人家多く、給水に便し財政的にも亦最も好條件を具へて居るのであ

る。  
故に長井谷上流を水源と定め、設計調査を抄め、集水設備を企畫して貯水池を修築し、淨水場を定め以下各部の決定を見たのである。

而て水道要部の配置方式上より地形の高低は自然流下に適し、動力設備を要する事なく、水は自重によりて各戸に配分せられ恒に斷水する事なく、水道としての安全性最も多く、確實に給水して需要に應じ得らるゝので、經濟的にも亦惠まれたるものとせねばならぬ。

## 二、水 源

水道の各部、即ち貯水池、水路瀝過池、配水池等は、總て本村に要する水量を假定して之を定め、而て水量の假定は人口、戸數等を標準にしたものであるが、其使用量は、季節及時間による増減を考慮し、消防用水、排水及多少の漏水等を加へ、其上相當將來に於ける人口の増加に對する餘裕を見込んで、其最大給水量に支障なく給水し得る如く施設をなし之が完備を期したるもので現在の施設は即ち之を目的として施行せるものである。

水源地集水設備たる貯水池は、昭和八年六月の竣功に係り、以來灌漑用水池として使用されて居たのであるが、水道施行計畫の樹立に伴ひ地域を水源に撰定せられ、水道貯水池として重要な地位を占むるに至つたのである。

随つて此の貯水池は企畫の根幹となり目的遂行上の基本的要素を爲すに至つたので、如何なる早魃に遭遇するとも、恒に豊富なる貯水を有し、潤澤に給水を爲し得べき能力を持ち、又衛生上有害なる不純物の混交があつてはならぬ。之が完備を期する爲め本布設工事施行に魁ち、堰堤の改修、池内の清掃等を完成したのである。

堰堤の改修は、從來の堰堤其儘を利用したものであるが、内面部の構造を改善し更に、鐵筋混凝土の擁壁を築造して補強し、其の上在來の、餘水吐口を四尺五寸の高さに、鐵筋混凝土を以て堰き上げて、水量の増加を圖つたものであつて、此の施工完成により、面積に於て約一千四百平方米、水量に於て約七千立方米を増加したもので、即ち其最大給水量の一箇月半餘の水量が得られた譯である、故に年々の渴水器に入りても聊かの危懼なく潤澤なる給水は謂ふに及ばず、進んで田園の灌漑にも適當量を分與し得らるゝのである。

貯水池の流域は總面積約二百萬平方米（約二百町歩）あり、本村東北部に於て村界をなす高畑山脈及之に連亘する、奥山一帯の分水嶺を境とする山岳地帯である。

地質は主に底部に第三紀層に屬するものと思はれる凝灰質硬岩があり、其上部に砂礫層粘土層の互層がある。

山谷の所々岩層の露出する處あり、殊に溪谷を圍る山頂に此の岩盤の露出甚だ多く其地域は一般に草木の繁茂振はず萎樹の疎生を見るのみであるが、山岳の下腹部斜面は樹木、雜草鬱蒼として繁り、就中松樹の自

然林は天然の林相を成し、水原涵養林として貴重なるのみならず、近郷稀なる松茸の産地として亦有名である。

三、水 量

總て水道の水源は直接又は間接に之を雨水に仰て居る。雨水は地上に達すると、一部は蒸發し、一部は地表面を流下して川となり、一部は地下水となる。本水源貯水池源水は主に地表水に之を仰ぐものであるが、此の貯水池に流入し、實際に使用し得らるゝ所謂有効雨量を知る必要がある。而て此の有効雨量は年々大氣の影響、草木の繁茂状況、草木の種類及地質等其他幾多交錯せる事情により其變化甚だしく、之を數理的に決定する事は事實上困難とせられて居る。本村に於ては既往降雨量と渴水期に於ける貯水池の水位、及流量等を調査し、之を參酌して其上幾分の安全率を見込み本流域より流出する有効降雨量は、全降雨量の四割を得らるゝものとして算定したもので、實際と大差なきものと思ふ。

有効雨量は以上の如くであるが尙爰に必要な事は、長井谷を同一流域として居る貯水池は、此の外に新池及古池があり下流に三十町歩の田園耕地が此の二池によつて培養せられて居るのである。

水道用水のみが潤澤に得らるゝとも、田園が涸渴したならば何もならぬ、更に重大なる不幸が村民に齎される事は必然で之が調査に萬全を期するは最も肝要である事は謂ふまでもない。

依つて以下之に就て述べば、長井谷を流るゝ溪谷には上流に水道貯水池、中央に新池、下流に古池の三池

があり左の如き貯水量を有す

貯水池水量表

名 稱	満 水 面 積	集 水 面 積	有 効 貯 水 量
水道貯水池	七、八〇四平米	二〇〇四、九〇二平米	三三〇、〇〇〇立米
新 池	一八、一二〇〇	八一八、九〇二〇	一〇〇、〇〇〇〇
古 池	五、三六〇〇	二八二、八〇四〇	九、〇〇〇〇
計	三一、二八四〇	二八二、八〇四〇	一三九、〇〇〇〇

三池の貯水量は右表の如くであるが、更に灌漑に要する水量は、灌漑期間を六月より九月に至る百二十二日間として一町歩に付毎秒一、六「リットル」を要するものと定めたのである。之れは各種統計及本縣耕地整理課に於ける調査を基礎として、更に本村に於ける耕地の断面地質等を參酌して居るのであるが、實際に近きものであると思ふ、之に據りて灌漑用水量を月々に區分すれば、

灌漑用水量表

月 別	灌漑水量の割合	平均灌漑用水量	各月灌漑用水量
六 月	〇、七	一二六、九四、〇立米	八八、五四三立米

七	八	九	計
月	月	月	月
一、一	一、二	〇、七	
全	全	全	
上立米	上	上	
一三九、一三九立米	一五一、七八八	八八、五四三	四六八、〇一三

次に降雨量の状態は、本村には此の統計がなく、隣接田邊町の雨量と大差なきものとして田邊水産試験所の調査を借用し最近十ヶ年間の統計を見るに、年総雨量の最少は昭和九年に於ける一千百六十耗八で、最大は昭和三年の二千百二十三耗である、又日の最大雨量は年々普通六十耗乃至八十耗である。明治二十二年八月二十日の九百耗は内地、日降雨量の最高記録を示すに至つた程であるが、これは例外として、其最も必要なのは灌漑期間である。此の期間内に降雨少なければ貯水池は減水し、更に期間が長ければ、田園涸渇の状態となる、故に既往十ヶ年間に於て灌漑期間内に降雨量の最も少い、昭和五年の雨量表に據つて次の如く水量の計算をなす。

水道貯水池水量表

月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
降雨量	三九、二	六九、七	二〇〇、二	一七六、三	一〇五、七	五九、五	二四、九	五四、三	八八、二	一八三、六	一七六、三	五五、四

灌漑貯水池水量表

利用雨量	一一、七六	二〇、九六	六〇、六一	五、八九	三、七一	一七、八五	三七、四七	一六、二九	二六、四六	五五、〇八	五、八九	一六、六二
利用水量	三三、五〇	四一、八〇	二一〇、二〇	一〇五、七八	六三、四〇	三五、七〇	七四、九四	三、五八〇	五二、九二	一〇、一〇	一〇五、七六	三三、二四
溢水	三三、七八〇	七、八四〇	一三、九四〇	四、四〇〇	三五、二六〇	二、一四〇	一一、九〇	二四、九八〇	一〇、八六〇	一七、六四〇	三六、七二〇	三五、二六〇
有効貯水量	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
計	八七、三〇〇	七九、六六〇	二六四、〇六〇	一七六、一八〇	二八、六八〇	八六、三四〇	一〇六、八四〇	八七、五六〇	九〇、三四一	一五〇、二二	一三二、七五〇	九八、五〇〇
水道使用水量	二、六〇四	二、三五二	二、七九〇	三、〇六〇	三、七〇〇	四、一四〇	五、二〇八	五、三九四	四、八六〇	三、九〇六	三、二四〇	二、六〇四
溢水	五四、六六	四七、三〇	八三、二一	二七、〇四	九四、九六	五、七〇〇	八一、六三	三三、五二	五五、四四	二六、三〇	三九、二六	六五、八九

月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
降雨量	三九、二	六九、七	二〇〇、二	一七六、三	一〇五、七	五九、五	二四、九	五四、三	八八、二	一八三、六	一七六、三	五五、四
利用雨量	一一、七六	二〇、九六	六〇、六一	五、八九	三、七一	一七、八五	三七、四七	一六、二九	二六、四六	五五、〇八	五、八九	一六、六二
利用水量	九、〇八	二六、七八	四八、〇四	四三、三二	二五、三六	一四、二八	二九、九七	一三、〇三	二一、六八	四四、〇六	四三、三二	一三、二九
溢水	三、五二	三、三六	五、五七	一六、〇一	一四、一〇	八、四五	四、七六	九、九九	四、三四	七、〇五	一四、六八	一四、一〇
水道貯水池	五四、六六	四七、三〇	八三、二一	二七、〇四	九四、九六	五、七〇〇	八一、六三	三三、五二	五五、四四	二六、三〇	三九、二六	六五、八九



一、色	ナ シ	ナ シ	ナ シ
一、臭 味	異 状 ナ シ	異 状 ナ シ	異 状 ナ シ
一、反 應	微 弱 ア ル カ リ 性	微 弱 ア ル カ リ 性	微 弱 ア ル カ リ 性
一、ク ロ ー ル	二 六 、 〇 ミ リ グ ラ ム	一 八 、 〇 ミ リ グ ラ ム	一 三 、 〇 ミ リ グ ラ ム
一、沈 洋	一	ナ シ	ナ シ
一、流 酸	不 検 出	不 検 出	不 検 出
一、硝 酸	不 検 出	不 検 出	不 検 出
一、亞 硝 酸	不 検 出	不 検 出	不 検 出
一、ア ム モ ニ ア	不 検 出	不 検 出	不 検 出
一、過 マン ガン 酸 カ リ ウ ム 消 費 量	七 、 〇 ミ リ グ ラ ム	三 、 〇 ミ リ グ ラ ム	三 、 〇 ミ リ グ ラ ム
一、硬 度	二 、 六 度	一 、 五 度	一 、 四 度
一、固 形 物	一	六 九 、 二	二 七 、 五

以上水質試験の結果何れも上水道源水に適するものと認定せらる。

六、給水区域及人口

給水区域は、橋谷、北原、名喜里、長井谷、跡之浦の五箇字とし人家周密せる部分より先給水を開始し、漸次普及せしめ以て全区域に及ぼさんとする計畫である。

区域内人口は昭和五年の國勢調査には一千五百八十三人で既往十ヶ年の統計に依りて、將來の人口を推定すれば、昭和二十年には千六百七十人となり之が約九割即ち一千五百人を以て、給水人口としたので之に餘裕を見込み、或る將來に於ても、充分給水出來得る如く諸般の設備を爲したのである。

七、最大給水量と配水管

一人一日の給水量を百二十「リットル」と定めたのであるが、時間最大給水量は、普通一日給水量の一倍半が適當である。

依つて毎秒の水量は三、三「リットル」となり、之に防火水量一秒時に八、三「リットル」(消火用ガソリン唧筒を同時に二臺使用した時の水量)とを合せ、一一、六「リットル」となる、故に配水管は、時々刻々の水量の變化に應ずると共に、此の最大給水量を運ぶ必要があるもので、配水本管を内經百五十耗と定め之を幹線としたのである。

即ち、淨水場配水池より本管終点に至る自然勾配の状態に於て、百五十耗管を以てすれば毎秒一九、三五「リットル」の送水能力があるので、充分なる餘裕を認め得るからである。

八、水 壓

静水時に於ける有効最大水壓は地盤上平均二八、九九で給水區域各地に於て最大給水を爲す場合の動水壓は區域内各地に於て異なる、左に之を示す

水 壓 表

地 点 名	地 盤 高 米	基 点 上 動 水 壓 米	地 盤 上 動 水 壓
新庄村小學校附近	一、八六	二一、三〇	一九、四四
紀伊新庄驛前附近	一、八一	一七、三〇	一五、四九
橋 谷 橋 附近	三、二五	一二、三〇	九、〇五
役 場 前 附近	二、〇四	一九、一〇	一七、〇六
大瀧神社前 附近	二、五八	一五、三〇	一二、七二
跡 之 浦 方面	二、七八(平均)	一一、二〇	八、四二

### 第三章 布設工事と諸設備

#### 一、取 入 口

取入口は、貯水池堰堤改修工事と共に施工せるもので、其構造は池底に混凝土基礎臺を築き、更に堰堤内面に沿ひ、導水管取付臺を造り、之に内經百耗導水管を取付けて混凝土を以て覆ひ防護をなし、貯水池の水

を上層部と下層部を區別して引出し得る如く導水管には上下各一個の制水弁を取付けてある。全體より云へば、貯水池堰堤を「サイフォン」式により通過して池内の水を吸ひ取る様の設備を施したのである。

池内の制水弁を開閉する爲に、堰堤上部に鐵筋混凝土を以て開閉臺を設置し、制水弁の開閉により上層部取水と下層部取水の區別をなし又自由に水量の調整を爲し得る設備である。

#### 二、導 水 管

取入口より管内に吸入せられたる水は、導水管を經過して淨水場内分水井に入るのであるが、管路は適當なる勾配を有し、自然流下して導水せらるゝのである其延長八百三十米にして百耗管を之に配し毎秒約六、五「リットル」即ち一晝夜約五百十三立方米(約二千八百四十四石)の送水能力を有す

#### 三、淨 水 場

##### (イ) 分 水 井

導水管により導かれたる水は、分水井に入る、分水井は場内の水量調節をなし、二面の濾過池に各適當量の水を配分する目的を有するもので、其構造内法長、巾、各一米、深二米、容積二立方米の水槽で、鐵筋混凝土造りとし、基礎厚二十五糎、側壁厚二十糎、覆蓋厚十五糎とし、覆蓋は片側とし、反對の側を鐵板を以て蓋し、取除得る如く取付けたるものである。内部及外上部は防水「モルタル」を塗布し、漏水を防止す、分水井よりは濾過池へ接続する百耗管を出し、底部排水の爲め、百耗管を以て排水樹と連絡せしむ。



## (ロ) 濾過池

濾過池は隔壁を以て區分する連接二面にして、各矩形にして巾四米、長六、五米深さ二、一七五米で何れも砂面上の水深〇、九米、濾過層を〇、八七五米となし、砂層の下には小砂利を敷き其下部に「ポラスラグ」を敷設べ上層部を支ふ、満水面の高さを基点上三一、七米とし有効濾過面積は二五、三五平方米、濾過速度は平時最大給水量に對し晝夜三、五米とし各八八、七立方分の淨水を得らる、故に二面の濾過池を以て給水人口一千五百人の所要水量を濾過すべき能力を有するのである。

其構造は全部鐵筋混凝土を以て造り、各部は基礎厚二十五糎側壁上部十八糎、下部、二十五糎、内面及地盤上は儘く防水モルタルを塗布して漏水を防止し、濾過層の下部には中央に導水渠を設け引出口に向ひて、二百分の一の勾配を付し、引出管と接続せしむ、引出管は百糎管にして量水井と接続す。

引入口及引出口下部、水面上層餘水吐には各七十五糎排水管を取付け排水樹に連絡せしむ、

## (ハ) 量水井

量水井は濾過池、濾過速度の調整をなす目的を有し、構造、内法巾一、四米長一米、深二米で中央に隔壁を設け之に角堰を取付け、鐵筋混凝土造りとなし、側壁の厚さ各十八糎、基礎厚二十五糎、覆蓋厚十五糎とす、尙此の覆蓋は鐵板を取付け取除を爲し得るものとし、底部より排水樹に接続する七十五糎排水管を出す

## (ニ) 配水池

量水井より出たる水は、配水池に入る、配水池は夜間等水の使用量の少き時に貯へて晝間の最大供給の際に補ふ事即ち調整を主なる目的とする爲に設備せるものである。其大きさは長、巾、内法各四、五米の正方形にして、水深三米、有効容量六〇、七五立方米(三百三十六石餘)を有す、即ち給水人口一千五百人に對する約八時間餘の貯水をなし得るのである。

配水池満水面の高さは三〇、五米、其構造は鐵筋混凝土造りとし、基礎厚三十糎側壁厚、上部二十糎、下部三十五糎覆蓋十八糎で内面は防水「モルタル」を塗りて漏水を防ぎ、排氣筒を設けて池内空氣の流通を完からしむ。

覆蓋には人孔を設け水量の測定掃除及修繕の際、池内に入る爲の用に供す。

配水池引入管は百糎、引出管は百五十糎とし排水設備として、底部に七十五糎管を敷設し、また餘水吐管も此管と連結して排水樹と接続す。

量水井より出たる水は、配水池に入る事なく直ちに配水管に入る爲め側管路を設く、これは配水池の掃除修繕等の場合を考慮して設置せるもので、百糎管を以て之に配す。

## (ホ) 配水本管及支管

配水本管は配水池底部より出で、古池際に添ひ名喜里川上流を横斷し長井谷を通過して北原境に於て用水路下を通り、北原を横切り更に鐵道用地を横斷し、成川に沿ひて成川橋際に於て縣道に出づ、其延長千五百

米にして、百五十耗管を之に使用し其流量毎秒一九、三五「リットル」を有す。

配水本管は縣道の接合点に於て終結し、左右に百耗配水管を分岐す、即ち其の北部に走るものは名喜里の北部より橋谷に至り、田邊町との境界際に達し、又文里灣に臨む海岸地區に分岐して、北方に延び、千賀川橋谷川等の河川を横斷して田邊町境にて終点となす。

南は縣道に沿ひ名喜里部落を通過し、縣道と別れて耕地を横切り跡之浦東光寺下に出で村道に沿ひ更に南北に別れて跡之浦方面の給水をなす、其延長三千百餘米に達し總て百耗管を以てす。

#### 四、消 火 栓

消火栓は單口消火栓を用ひ、其位置は概ね道路の交点又は附近人家集密する主要なる地点を撰びて之を設置し、百五十米内外の間隔を置きて配置す、其數十八箇所私設消火栓を併せ二十箇所あり。

### 第四章 財 政

#### 一、概 説

本村水道工事設計費額は金參萬五百圓で其の經營の費や巨額にして一時に過重の負担を課せしむることは農村疲弊の折柄村民の負擔に堪えざる所なるに依り其の主なる財源を本村基本財産繰入に據り金貳萬八千圓を充當し昭和十年度より昭和二十一年度に至る十二ヶ年度に積戻しをなすこととし其の他は縣補助金並に一

般會計の繰入金等に求めた

尙は現下の經濟狀態より觀れば戸數割の増徴は民力に堪えざるが故に積戻期間中村基本財産蓄積を停止し一般歳計の収入となすこととした

而して昭和九年十二月七日日本村會に於て上水道布設の件を議決し次いで同年十二月二十六日基本財産繰入の件を決議して直ちに本縣知事に認可稟請書を提出した其の後關係各課に於ては慎重なる審査を得て昭和十年十月二十三日漸く認可された次第である而るに認可指令が遅れた爲め財政計畫の一部變更して收支の均衡を圖ることになした

更けて縣補助金は未確定のものであるから萬一これが交付を見ない場合に於ては財政計畫に齟齬を來たし水道經營に非常な影響を及ぼすことを憂慮したが幸ひに上司に於かれては其の衷情を御酌察せられて補助の恩恵に浴し順調に進行するを得たことは誠に慶福に堪えない今その財政計畫の概要を示せば左の通りである

#### 二、財 政 計 畫

(イ)

自昭和二十一年度 至昭和二十一年度 新庄村水道費財政計畫書

歳 入

科目	目	概算											
		十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年度	
一、縣補助金	一、縣補助金	1,000	3,000	1,877	1,044	850	647	573	500	426	353	279	206
	二、繰入金	30,755	1,572	1,877	1,044	850	647	573	500	426	353	279	206
内 基本財産繰入	内 基本財産繰入	28,000	1,572	1,877	1,044	850	647	573	500	426	353	279	206
	譯 一般經濟繰入	2,755	1,572	1,877	1,044	850	647	573	500	426	353	279	206
三、使用料	三、使用料	1,400	2,500	3,500	4,100	4,300	4,450	4,450	4,450	4,450	4,450	4,450	4,450
	四、雑収入	50	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	合計	33,155	7,075	5,332	5,249	5,175	5,101	5,028	4,995	4,881	4,808	4,734	4,661

歳入説明

- 一、縣補助金ハ昭和十一年度ニ交付セラル、見込
- 二、繰入金ハ昭和十年度ニ於テ布設費ニ充當スル爲メ基本財産繰入並一般經濟繰入ヲナシ昭和十一年度ニ於テ縣補助金交付セラル、見込ニ付繰入金ヲ減少シ昭和十二年度ニ於テ更ニ増額シ昭和十三年度以降減少ノ見込
- 三、使用料ハ昭和十年度ニ於テ八ヶ月間ノ給水料ヲ計上シタリ其以後ハ漸次增收ノ見込

科目	目	概算											
		十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年度	
一、事務所費	一、事務所費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	二、布設費	28,000	9,000	16,600	600	1,800	840	3,500	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
内 水源費	内 水源費	9,000	16,600	600	1,800	840	3,500	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
	二、配水管費	16,600	600	1,800	840	3,500	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
三、雑工事費	三、雑工事費	600	1,800	840	3,500	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
	譯 機械器具費	1,800	840	3,500	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
三、公債費	三、公債費	840	3,500	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
	内一、償還費	1	3,500	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
譯二、利子	譯二、利子	840	840	735	662	588	441	368	294	221	147	74	
	四、給水操業費	734	2,637	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037	

水道部

- 四、雑収入ハ昭和十一年度ヨリ一時預金少ナキニ因ル

合 計	五、預備費	譯 檢		配水管修繕費	水源修繕費	需用費	内 雑 給	
		雜費	水費				給	費
三、一七五	六〇一	四〇	八	一〇	一	五〇	三〇六	三〇〇
七、〇七	一〇〇	六〇	四二	三〇〇	一、〇〇〇	二七五	四八〇	四八〇
五、三三	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
五、二四九	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
五、一七五	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
五、一〇二	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
五、〇二八	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
五、〇二八	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
四、九五五	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
四、八八一	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
四、七四	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇
四、六六一	一〇〇	六〇	四二	五〇〇	二〇〇	二七五	四八〇	四八〇

歳出説明

- 一、事務所費
- 二、布設費ハ昭和十一年度以降ナシ
- 三、公債費ハ別表償還年次表ノ通り
- 四、給水操業費ハ昭和十一年度ニ水源整備ノ爲メ修繕費ヲ増額セルモ以降増減ナキ見込
- 五、豫備費ハ増減ナキ見込

(ロ) 更正財政計畫

一昭和九年十二月二十六日村會ニ於テ水道事業費に充當のため村基本財産現金貳萬四千五百圓を水道特別會計に繰入使用の件並金參千五百圓を起償することに議決を経たり

一而るに起償は内務、大藏兩大臣の許可を要し容易に許可し得られざるを想到し昭和十年二月二十八日本決議を變更し本村基本財産の内國庫債券額面參千五百圓を賣却し以て水道事業資金に充當することとなし更に昭和九年十二月二十六日議了を経たる基本財産繰入金貳千四百五拾圓を金貳萬八千圓と變更決議をなす

(ハ) 議案文書

議案第一八號

新庄村上水道布設ニ關スル件

別紙實施設計書ノ通新庄村上水道ヲ布設スルモノトス

昭和九年十二月七日提出 同日可決

新庄村長 坂 本 菊 松

議案第一九號

新庄村水道使用條例設定ノ件

本村上水道使用料並ニ其徵收方法及給水ニ關シ別紙ノ通り條例ヲ設定スルモノトス

昭和九年十二月七日提出 同日可決

新庄村長 坂 本 菊 松

議案第三〇號

村基本財産積立金ヲ一般歲計ノ收入トナスノ件

本村基本財産蓄積條例第六條ニ依リ村基本財産繰入金ヲ積戻期間中村基本財産ノ蓄積ヲ停止シ一般歲計ノ收入トナスモノトス

昭和九年十二月二十六日提出 同日議決

新庄村長 坂 本 菊 松

議案第四號

基本財産繰入使用決議變更ニ關スル件

昭和九年十二月二十六日提出同日議了ヲ經タル昭和十年度ニ於テ本村基本財産現金ヲ本村水道事業資金ニ繰入使用ノ件左記ノ通り變更セントス

昭和十年二月二十八日提出 同日可決

和歌山縣西牟婁郡新庄村長 坂 本 菊 松

記

一、繰入目的 昭和十年度本村水道事業資金ニ充當ノ爲メ

一、繰入額 金貳萬八千圓也

一、繰入期 昭和十年四月一日

一、繰入利率 年參分

一、積戻年間及方法

自昭和十一年度 別紙積戻年次表ノ通り  
至昭和二十一年度

但村財政ノ都合ニ依リ繰上ゲ償還ヲ爲シ若クハ償還年限ヲ短縮スルコトヲ得

一、積戻財源 水道使用料竝一般會計ヨリ繰入金及縣費補助金

但萬一縣費補助金ナキ場合ニハ一般會計ヨリ繰入金ヲ以テ補填スルモノトス

(參考 昭和九年十二月二十六日提出同日議決ヲ經タル分左ノ如シ)

記

一、繰入目的 昭和十年度本村水道事業費ニ充當ノ爲メ

一、繰入額 金貳萬四千五百圓

一、繰入期 昭和十年四月一日

一、積戻年間及方法

自昭和二十一年度 別紙積戻年次表ノ通り

但村財政ノ都合ニ依リ繰上ゲ償還シ若クハ其年限ヲ短縮スルコトヲ得

一、積戻財源 水道使用料並一般會計ヨリノ繰入金

右

三、積戻年次表

基本財産積戻年次表

年 度	元	金	同 上	利 子	合 計
昭和十年度	据	置		八四〇〇〇〇	八四〇〇〇〇
昭和十一年度	三、五〇〇〇〇〇	〇〇〇	八四〇〇〇〇	〇〇〇	四、三三〇〇〇
昭和十二年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	七三五〇〇〇	〇〇〇	三、一八五〇〇
昭和十三年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	六六一五〇〇	〇〇〇	三、一一一五〇
昭和十四年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	五八八〇〇〇	〇〇〇	三、〇三八〇〇
昭和十五年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	五一四五〇〇	〇〇〇	二、九六四五〇
昭和十六年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	四四一〇〇〇	〇〇〇	二、八九一〇〇

四、稟請文書

新庶第一、七三七號

上水道布設認可稟請書

今般和歌山縣西牟婁郡新庄村ヲ給水區域トシテ別紙實施設計書ノ通り上水道布設致度候ニ付御認可相成度關係書類相添へ此段稟請候也

昭和九年十二月十二日

西牟婁郡新庄村長 坂 本 菊 松

和歌山縣知事 藤 岡 長 和 殿

昭和十七年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	三六七五〇〇	〇〇〇	二、八一七五〇
昭和十八年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	二九四〇〇〇	〇〇〇	二、七四四〇〇
昭和十九年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	二二〇五〇〇	〇〇〇	二、六七五五〇
昭和二十年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	一四七〇〇〇	〇〇〇	二、五九七〇〇
昭和二十一年度	二、四五〇〇〇	〇〇〇	七三五〇〇	〇〇〇	二、五二三五〇
合 計	二八、〇〇〇	〇〇〇	五、七二二〇〇	〇〇〇	三三、七二二五〇

和歌山縣指令衛第二八一四三號

西牟婁郡新庄村

昭和九年十二月十二日附新庶第一、七三七號稟請水道布設ノ件認可ス

昭和十年十月二十四日

和歌山縣知事 藤岡長和

新會第四五一號

基本財産現金繰入使用許可稟請

本村水道事業費支出ニ充當ノ爲メ別紙村會議決之通昭和十年度ニ於テ村基本財産現金ヲ特別會計水道經濟へ繰入使用致度候間御許可相成度關係書類相添此段稟請候也

昭和九年十二月二十七日

西牟婁郡新庄村長 坂本菊松

和歌山縣知事 藤岡長和殿

指令地第一四三八號

西牟婁郡新庄村

昭和九年十二月二十七日新會第四五一號申請左記基本財産處分ノ件町村制第四百四十七條ニ依リ許可ス

昭和十年十月二十三日

和歌山縣知事 藤岡長和

一金貳萬八千圓也

右

議案第三號

基本財産有價證券賣却處分決議變更ニ關スル件

昭和十年二月二十八日日本村會ニ於テ議了ヲ經タル本村基本財産五分利國庫債券額面參千五百圓ヲ賣却處分ノ件昭和十年十月二十三日附指令地第一、四三九號ヲ以テ本縣知事ヨリ許可ヲ得タルモ左記事由ニ依リ是レヲ賣却處分セサルコトニ變更セントス

昭和十一年一月二十七日提出 同日可決

新庄村長 坂本菊松

事由記載省略

議案第四號

基本財産繰入使用決議事項變更ニ關スル件

昭和十年二月二十八日日本村會ニ於テ議了ヲ經タル昭和十年年度ニ於テ本村水道事業資金ニ充當スル爲メ基本財

産現金貳萬八千圓繰入使用ノ件昭和十年十月二十三日附指令地第一四三八號ヲ以テ本縣知事ヨリ許可相成タルモ該決議事項中繰入金額ヲ左記ノ通り減額變更セントス

記

一、繰入金額 金貳萬四千五百圓也

但積戻年次表中昭和十一年度元金積戻金參千五百圓ハ自然消滅スルモノトス

右町村制第四十七條第四項ニ依リ提案ス

昭和十一年一月二十七日提出 同日可決

新庄村長 坂 本 菊 松

新庶第一、七三八號

新庄村水道使用條例認可申請

本村上水道布設ニ關スル水道使用料金並其徴收方法及給水ニ關シ別紙條例ヲ設定實施致度候條御認可相成度此段申請候也

昭和九年十二月十二日

西牟婁郡新庄村長 坂 本 菊 松

和歌山縣知事 藤 岡 長 和 殿

指令地第四九號

西牟婁郡新庄村

昭和九年十二月十二日新庶第一、七三八號稟請水道使用條例ノ件左ノ通更正シ之ヲ許可ス

昭和拾壹年參月參拾壹日

和歌山縣知事 藤 岡 長 和

更正事項省略

五、縣 費 補 助

上水道布設費補助申請

當新庄村ハ天然ノ良港タル文里港灣ヲ控ヘ水陸連絡ノ要路ニ當リ物資集散ノ好位置ヲ占ムルモ古來飲料水ニ乏シク水質亦極メテ不良ニシテ本村住民ハ固ヨリ一般航海業者ノ不便ヲ感スルコト久シ爲メニ舉村上水道ノ敷設ヲ要望シ夙ニ是レガ計畫ヲ樹テシモ工費多大ナルニ依リ議容易ニ纏ラズ行腦ミノ状態ニ在リシガ今回漸ク機熟シ御當局ノ指導獎勵ノ下ニ諸般ノ調査設計ヲ了ヘ本年十月二十四日衛第二、八一四號ヲ以テ御認可セラレ愈々起工スルコトニ相成候

然ルニ方今財界窮迫ノ折柄巨額ノ經費ハ到底村民ノ負担ニ堪ヘザル所ナルニ付村基本財産ヲ繰入レ充當シ昭和十年度ヨリ昭和二十一年度ニ至ル十二ヶ年度ニ積戻ヲナサントスル計畫ニ有之候



本工事竣工ノ曉ニハ本村民ハ保健ト防火ノ點ニ於テ其ノ堵ニ安ンスルノミナラズ入津船舶ノ用水供給上彼此ヲ益スルコト甚大ナリト被存候條何卒事情御賢察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ相當補助金御交付被成下度關係書類相添此段申請候也

昭和十年十一月十三日

西牟婁郡新庄村長 坂本 菊松

和歌山縣知事 藤岡長和殿

土第六二五七號

昭和十一年二月六日

經濟部 長

新庄村 村長 殿

上水道敷設費補助内定ノ件

昭和十年十一月十三日新庶第一、七八八號ヲ以テ申請相成候上水道敷設費縣費補助ノ件右ハ工事費金參萬圓ニ對シ金四千五百圓ヲ昭和十一年度以降ニ於テ左記年度割ノ通補助相成ベク候條之レガ收支豫算ヲ定メ其ノ村會ノ議決ヲ經テ速カニ補助ノ申請相成度依命及通牒候也

記

縣費補助交付年度割

昭和十一年度 九〇〇圓

昭和十二年度 九〇〇圓

昭和十三年度 九〇〇圓

昭和十四年度 九〇〇圓

昭和十五年度 九〇〇圓

合計 四、五〇〇圓

議案第一七號

新庄村上水道敷設費縣費補助金受入ニ關スル件

本村上水道敷設工事費金參萬圓ニ對シ金四千五百圓ヲ昭和十一年度以降ニ於テ左記年度割ノ通り補助相成ベクニ付之レヲ受ケ入レヲ爲シ以テ水道事業費ノ償還金ニ充當スルモノトス

配

縣費補助金交付年度割

昭和十一年度 金九百圓

昭和十二年度 金九百圓

昭和十三年度 金九百圓

昭和十四年度 金九百圓

昭和十五年度 金九百圓

合計 金四千五百圓

昭和十一年三月十一日提出 同日可決

和歌山縣西牟婁郡新庄村長 坂本 菊松

上水道敷設費縣費補助申請

一金參萬五百圓也

新庄村上水道敷設費

内 譯

金貳千五百圓 道水管布設費

金六千五百圓 淨水場費

金壹萬六千六百圓 配水管布設費

金壹千八百圓 機械器具費

金六百圓 雜工費

金貳千圓 事務費

金五百圓 豫備費

右之通りニ付御補助相成度昭和十一年二月六日土第六二五七號御通牒ニ依リ別紙ノ通り本村會ノ議決書相添  
此段申請候也

追而設計書並圖書添付可致之候處昭和十年十一月十三日新庶第一、七八八號申請ノ添付書類ヲ以テ代用  
ノ儀御許容相成度候

昭和十一年三月十二日

西牟婁郡新庄村長 坂本 菊松

和歌山縣知事 藤岡長和殿

指令土第八一四號

西牟婁郡新庄村

昭和十一年三月十二日第九三號申請上水道敷設費縣費補助ノ件聽届ケ金四千五百圓ヲ別紙年度割ノ通交付ス  
但シ左ノ通り心得ベシ

昭和十一年三月二十八日

和歌山縣知事 藤岡長和

記

一、補助ハ其ノ村上水道敷設費參萬圓ニ對シ交付スルモノトス

- 二、工事費増額スルコトアルモ其ノ額ニ對シテハ補助セズ
  - 三、工事竣成シタルトキハ知事ニ届出ケ完了認定ヲ申請スベシ
  - 四、工費ニ剩餘金アリタルトキハ第一號補助ノ割合ニ依リ之ヲ返還スルコトアルベシ  
 工費用材料ニ剩餘アリタルトキハ時價ニ換算シ之ヲ剩餘ト看做ス
  - 五、村ハ剩餘金ヲ生シタル工費若ハ工費用材料ヲ處分セントスルトキハ豫メ其ノ處分方法ヲ定メ知事ニ稟請スベシ
  - 六、補助金ハ各年度ノ工程ヲ認定シ年度割ノ通り交付セザルコトアルベシ
  - 七、工事豫定ノ通り進行セザルトキ又ハ期限ヲ過ギ竣成ノ見込ナキモノト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ中止シ又ハ補助ヲ取消シ既ニ交付シタル補助金ヲ返還セシムルコトアルベシ
  - 八、補助ヲ爲シタル上水道設備ノ廢止若ハ變更ニ因リテ生シタル不用土地物件アリタルトキハ之ヲ時價ニ換算シ第一號補助ノ割合ニ依リ補助金ヲ返還セシムルコトアルベシ
- 縣費補助交付年度割
- |        |      |
|--------|------|
| 昭和十一年度 | 九〇〇圓 |
| 昭和十二年度 | 九〇〇圓 |
| 昭和十三年度 | 九〇〇圓 |

昭和十四年度	九〇〇圓
昭和十五年度	九〇〇圓
合 計	四、五〇〇圓

### 第五章 用地使用及占用

水道布設工事施行に際しては水源貯水池及淨水場所在地は村有地にして、導水管、配水管布設路線に於て村道を除く外縣道鐵道用地、河川敷及私有地は、夫々の諒解を得ねばならぬ。従つて村に於ては各方面に之れが占用又は使用の許可若くは承認を得たのである、申請及許可項目、往復文書等は左記の通りである。尙繁雜を除く爲私有地關係事項は之を省略した。

#### 一、縣道及河川敷地占用

##### 縣道 占用願

- 一、占用スヘキ位置
  - 西牟婁郡新庄村地内
  - 縣道熊野街道別紙朱線の通り (圖面添付)
- 二、占用ノ目的
  - 上水道配水管布設

- 三、占用料 公共事業ニ付無料
- 四、占用期間 許可ノ日ヨリ向フ五ケ年
- 五、工事着手豫定 許可ノ日ヨリ三十日以内
- 六、工事竣功期限 着手ノ日ヨリ六十日

右ノ通り占用致度候ニ付テハ明治三十四年九月和歌山縣令第五十六號ノ規則遵守可致候間御承認被成下度此段及出願候也

昭和十年七月十二日

新庄村長 坂 本 菊 松

和歌山縣知事 藤 岡 長 和 殿

占用面積調書

路線名	所	在	種別	單位	數量	量	占用面積	備考
熊野街道	自新庄村十九番地先至々千四百六十番地先		一〇〇〇耗	一米ニ付	一、四〇五、六七	米	一六八、六八	水路本線
全上	新庄村四百五十二ノ一番地先		全上	全上	四、五〇		〇、五四	全上岐線
全上	六三三十九番地先		全上	全上	一、二〇		〇、一四	全上
全上			消火栓	一ヶ所ニ付	一〇ヶ所		四、二〇	

配水管布設工事仕様書

- 一、配水管ヲ布設スヘキ道路ハ即日埋戻ヲ了スル範圍内ニ於テ、先ヅ衣土ヲ取去リ他ノ土砂ト混セサル様區別シ置キ順次所定ノ深サニ堀鑿シ配水管布設ノ上ハ速カニ埋戻ヲナスモノトス埋戻ハ三〇糎内外ノ土層毎ニ木梢ヲ以テ搗固ムルモノトス。
- 二、配水管ハ「エタニツトパイプ」ヲ以テシ其接合ハ「ギボルトヂョリント」ニ依ル漏水ノ慮ナキ様充分絞付ケ「コールタール」ヲ塗布スルモノトス。
- 三、配水埋没ノ土被ハ給水設備工事等ノ都合上通常一米トシ、河川及下水横斷其他既設構造物トノ關係上前記制限ニ依ルコトヲ得スシテ〇、六米以下ノ部分ヲ生スルトキハ管ノ下端ニ砂利基礎ヲ作り保護スルモノトス。

- 四、堀鑿ノ結果地質軟弱ナル箇所ニハ管ノ沈下ヲ防ク爲メ松杭又ハ枕木ヲ配置シ危險ヲ防止スルモノトス
  - 五、堀鑿ハ断面圖ニ依リ施工スルモノトス
  - 六、附屬築造物ノ堀鑿巾員ハ管路堀鑿幅員ト同一ニ施工スルモノトス
- 附記 特記セル以外ノ仕様ハ總テ田邊土木出張所ノ指揮ニ從ヒ施行スルモノニ付本仕様書ニハ之ヲ省略ス

全上	制水弁	〇、〇五	全上	二	全上	〇、〇三
計						一七三、五九

河川敷地占用願

一、占用スヘキ位置

西牟婁郡新庄村地内別紙圖面ノ通り(圖面添付)

二、占用ノ目的 上水道配水管布設

三、占用料 公共事業ニ付無料

四、占用期間 許可ノ日ヨリ向フ五ケ年

五、工事着手豫定 許可ノ日ヨリ三十日以内

六、竣功期限 着手ノ日ヨリ六十日

右ノ通り占用致度候ニ付テハ大正五年和歌山縣令第七號ノ規則遵守可致候間御承認被成下度此段及出願候也

昭和十年七月十二日

新庄村長 坂 本 菊 松

和歌山縣知事 藤 岡 長 和 殿

占用面積調

(以上)

河川名	所在橋名	巾	員延	長	占用面積	備考
橋谷川	橋谷橋	〇、四八米		八、一米	三、八八八 <sup>平方米</sup>	
全上	天神橋	全上		一九、七々	九、七五六	
千賀川	文里橋	全上		一三、二々	六、三三六	
成川	成川橋	全上		二、四々	一、一五二	
名喜里川	名喜里橋	全上		七、六々	三、六四八	
計					二四、七八〇	

河川横断防護工事仕様書

一、布設配水管ハ内經百耗管ニシテ河底土被通常〇、六米トシ堀鑿巾員ハ〇、六米トス、配水管ハ「エタニツトパイプ」を使用し接合ニハ「ギボルトヂエイント」ヲ以テス

二、既設護岸構造材料、破損等ナキ様丁寧ニ取除キタル後堀鑿ヲナスモノニシテ、堀鑿所定ノ深度ニ達セバ基礎玉石工ヲナシ管ヲ埋設シ管ノ上下、兩側ハ混凝土ヲ以テ防護ヲナスモノトス

三、堀鑿ノ結果地質軟弱ナル場合ハ更ニ厚〇、一五米ノ捨混凝土ヲ施スモノトス

四、堀鑿ノ場合地質粗惡ノ程度ニヨリ矢板、梁木等適當ノ間隔ニ配置シ施工スルコトアルベシ

五、配水管防護工事終了セバ河底及護岸ハ原形以上ニ復舊スルモノトス

附記 特記セル以外ノ仕様ハ總テ田邊土木出張所ノ指揮ニ從ヒ施行スルモノニ付本仕様書ニハ之ヲ省略ス  
右占用願に對し夫々左記の通り認可せらる

指令士第四六三二號

西牟婁郡新庄村

昭和十年七月十二日付願道路占用ノ件左記條件ヲ付シ許可ス

昭和十年十月二十六日

和歌山縣知事 藤岡長和

條件記載省略ス

指令士第四六七三號

西牟婁郡新庄村

昭和十年七月十二日付願河川敷地使用ノ件左記條件ヲ附シ許可ス

昭和十年十月二十六日

和歌山縣知事 藤岡長和

條件記載省略ス

二、鐵道用地占用

鐵道用地占用願

一、占用スヘキ位置 和歌山縣西牟婁郡新庄村字成川五一二ノ一番地先

一、占用ノ目的 本村上水道配水管布設並ニ配水管防護

一、占用地積 布設延長六、四五米此地積一、〇九五六平方米

防護延長五、〇米此地積二、二五平方米

計 三、二四六五平方米

一、占用料 公共事業ニ付無料

一、占用期間 上水道事業經營中

一、工事着手豫定 認可ノ日ヨリ三十日以内

一、竣功期限 着手ノ日ヨリ五日以内

一、添付圖書 一般圖 壹葉

橫斷圖 壹葉

仕様書 壹通

右ノ通り占用致度候ニ付御認可相成度此段及出願候也

昭和十年十二月十一日

大阪鐵道局長 日 淺 寬 殿

新庄村長 坂 本 菊 松

鐵道用地橫斷工事仕様書

一、本水道ハ本村字長井谷ノ溪流ヲ貯水シ之ヲ水源トシテ村内ニ導キ配水スルモノニシテ埋設スヘキ水道管路ハ圖面記載ノ番地先ニ於テ鐵道用地ト交叉スルヲ以テ特ニ鐵橋下部ハ混凝土ヲ以テ防護工ヲ施スモノナリ

二、配水管ハ内徑百五十耗「エタニットパイプ」ヲ以テシ其接合ハ「ギボルト」式接合ヲ施シ漏水ノ虞ナキ様充分締付ケルモノトス配水管土被ハ〇、六米(川底ヨリ)トス

三、防護ケ所ハ既設橋臺ノ中間ヲ配水管周圍配合一、三、六混凝土ヲ以テ防護シ埋戻ヲナシ原形ニ復舊ヲナスモノトス

以上

大工子第三八七號ノ二

昭和十一年三月六日

大阪鐵道局長 日 淺 寬

和歌山縣西牟婁郡新庄村長 坂 本 菊 松 殿

紀伊新庄朝來間開渠下線路橫斷水道鐵管理設ノ件  
客年十二月十一日附新庶第一九四號ヲ以テ御申出相成候紀勢西線紀伊新庄朝來間九九軒六四九米附近堤内開渠下線路橫斷水道鐵管理設ノ件左記條項ニ依リ承認致候條諸書御提出相成度  
本承認ニ對スル諸書並ニ條項ハ此處ニ省略ス

第六章 物件購買及請負

一、物件購買契約書

エタニットパイプ直管及異形管買賣契約書

和歌山縣西牟婁郡新庄村長坂本菊松(以下單ニ甲ト稱ス)ハ左記物件ノ賣買ニ付キ大阪市東區備後町三丁目二十八番地野田合名會社(以下單ニ乙ト稱ス)ト左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 本契約價格ハ金壹萬壹千參百七拾參圓拾貳錢也其ノ種類數量單價受渡場所等ハ別紙購買内譯書ノ通リトス

第貳條 目的物ハ昭和十年十月三十日迄ノ間ニ於テ甲ノ指示ニ從ヒ供給スルモノトス

第參條 目的物ノ品質及形狀、寸法ハ別紙購買仕様書ノ條件ノ通リトス

第四條 甲ハ試驗係員ヲ工場ニ派シ甲ノ適當ト認ムル方法ニ據リ各種ノ試驗検査ヲナスモノトス

之レニ要スル一切ノ設備及勞力費用ハ總テ乙ノ負擔トス

前項ノ試験検査ニ合格セル目的物ハ乙ノ費用ヲ以テ甲ノ指示スル試験所又ハ受渡場所ニ搬入シ種類、内  
經及番號ヲ記載シタル物品納付書ヲ甲ニ提出シ更ニ必要ナル試験検査ヲ受ケ甲ヨリ領收證ヲ受領シ受渡  
ヲ完了スルモノトス

但シ受渡完了前ニ於テ試験検査ノ結果ニ因リ生シタル損害ハ乙ノ負擔トス

第五條 甲ハ甲ノ定ムル受渡場所又ハ試験所ニ於テ甲ノ適當ト認ムル裝置並ニ方法ニ據リ試験検査ヲ行  
フコトアルヘシ

此ノ場合ニ於テ乙ハ目的物搬入ノ都度其種類内經及番號ヲ記載シタル持込書ヲ甲ニ提出シ一旦持込シタ  
ル物品ハ甲ノ承認ナクシテ之ヲ引取ルコトヲ得サルモノトス

乙ハ合格シタル數量ニ對シテ物品納付書ヲ提出シ甲ハ其ノ受領書ヲ乙ニ交付シ受渡ヲ完了スルモノトス  
本條ノ試験検査ニ要スル費用ハ乙ノ負擔トス

第四條ノ但書ハ本條ニモ適用ス

第六條 乙若クハ其代理人ハ日々受渡場所ニ出頭シ試験検査並ニ現品ノ授受ニ立會フモノトス  
若シ立會ハサルトキト雖モ之レヲ理由トシテ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七條 乙ハ契約書並ニ甲ノ指示セル文書ニ記載ナキ事ト雖モ供給上必要ニシテ欲クヘカラサル些少ノ

モノハ契約單價ヲ變更スルコトナク當然執行ノ義務アルモノトス

第八條 甲ハ工事其他ノ都合ニ依リ相當ノ豫告ヲナシ目的物ノ數量若クハ受渡期間ヲ變更シ又ハ搬入ノ  
中止ヲ命スルコトアルモ乙ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

此ノ場合ニ於テ乙ニ損害ヲ生ゼシムルコトアルモ甲ハ補償セサルモノトス乙ハ甲ヨリ前項ノ通告ヲ受ケ  
タルトキハ甲ノ指定期間内ニ承諾書又ハ工程書ヲ提出スルモノトス

第九條 試験又ハ検査ノ結果不合格ト決定シタルモノト雖モ甲ニ於テ實用上支障ナシト認ムル切管ニ限  
リ必要ノ數量ヲ採用スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル減價ハ甲別ニ之ヲ定ム

第十條 試験又ハ検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ乙ニ於テ甲ノ指定シタル期間内ニ之ヲ試験所又  
ハ受渡場所以外ニ搬出スルモノトス若シ乙ニ於テ搬出セサルトキハ甲ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシ  
テ執行セシメ費用ヲ乙ニ負担セシムルコトアルヘシ

第十壹條 乙ハ天災地變其他正當ノ事由ニ依リ第貳條ノ受渡期間内ニ目的物ヲ完納スルコト能ハサルトキ  
ハ其ノ事由ヲ詳具シ延期ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ甲ハ相當ト認ムル日數ノ延期ヲ與フルコト  
アルヘシ

前項ノ事由ナクシテ期間内ニ目的物ヲ完納セサルトキハ乙ハ其ノ期限ノ翌日ヨリ遲滯日數一日ニ付延滯  
數量ニ對スル代價ノ壹千分ノ一ニ相當スル金額ヲ違約金トシテ甲ニ支拂フヘシ



但シ受渡場所ニ搬入シ検査未済ノ数量ニ對シテハ延滞數量ヨリ控除シ計算スルモノトス

第拾貳條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲ハ何等ノ補償ヲナスコトナリ本契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトアルヘシ

一、甲ニ於テ契約期間内ニ乙ガ本契約ノ履行ヲ爲ス能ハザルモノト認定シタルトキ

二、物件ノ製作又ハ納入ニ付不正ノ行爲アリタルトキ

三、乙ガ正當ノ事由ナク本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ

四、提供物ノ試験検査ニ際シ乙若シクハ其ノ代理人使用人等ニ於テ係員ノ指揮ニ從ハス又其職務執行ヲ妨グ又ハ妨ケシメタリト認めタルトキ

五、乙ガ甲ヨリ發シタル命令又ハ契約ニ違反シタルトキ

六、第拾壹條ノ場合ニ於テ乙ノ請求カ至當ナリト認めルモ延期ノ爲メ甲ノ工事其他ニ支障ヲ生シタルトキ

七、工事其他ノ都合ニ依リ不用トナリタルトキ

第拾參條 第拾貳條ノ契約解除ハ第拾壹條第貳項ニ依ル延滞違約金ノ徵收ヲ妨グス

第拾四條 代金ハ目的物完納ノ上之ヲ支拂フモノトス

但シ甲ハ支障ナキ限り既納數量ニ對スル代金ノ支拂ヲナスコトヲ得

第拾五條 第八條及第拾貳條ノ場合ニ於テ受渡場所ニ搬入シタル物件ハ第五條ノ試験又ハ検査ヲ行ヒ合格

ト決定シタル數量ニ限り其ノ代金ヲ支拂フモノトス

第拾六條 乙ハ甲ノ承諾ヲ受タルニアラサレバ本契約ノ履行ヲ第三者ニ委任シ又本契約ヨリ生スル債權ヲ讓渡スルコトヲ得ス

第拾七條 本契約ニ依リ甲又ハ甲ノ命シタル検査員ノナス指示認定處分等ニ對シ乙ハ之ヲ拒ミ異議ヲ申立テ又ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第拾八條 甲ハ乙ヨリ收得スヘキ金錢アルトキハ直チニ代金ト相殺シ尙不足アルトキハ追徵スルモノトス

第拾九條 第十四條但書ノ場合ニ於ケル納入品代金ハ其ノ納入月ノ月末ヨリ翌月五日迄ノ間ニ於テ甲ハ乙ニ之ヲ支拂フモノトス

第貳拾條 甲ニ於テ工事竣成ノ場合ニ不用品アルトキハ完全管及其ノ附屬品ニ限り乙之ヲ引取ルコトアルヘシ

但シ此ノ場合ニ於ケル引取價格ハ甲、乙別ニ之ヲ協定スルモノトシ運賃ハ甲之ヲ負担ス

第貳拾壹條 本契約及附屬ノ文書圖面等ノ解釋ニ付キ疑義アルトキハ乙ハ甲ノ意見ニ從フモノトス

第貳拾貳條 本契約ハ監督官廳ノ不許可ノ場合ハ取消スモノトス

右契約ヲ證スル爲メ本書貳通ヲ作成シ當事者記名調印ノ上各壹通ヲ所持ス

昭和拾年五月八日

買主 和歌山縣西牟婁郡新庄村

村長 坂本 菊松

賣主 大阪市東區備後町三丁目二八番地

野田合名會社

代表社員 田中 終一郎

契約パイプ及附屬品内譯書記載省略ス

二、工事請負契約書

新庄村長坂本菊松（以下甲ト稱ス）ハ左記工事ヲ請負ハシムルニ付岩本長平（以下乙ト稱ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 工事ノ名稱及場所、契約金額、竣功期限左ノ如シ

名稱 新庄村水道新設工事

場所 和歌山縣西牟婁郡新庄村地内

契約金額 金壹萬壹千五百貳拾圓

竣工期限 昭和十一年五月貳拾壹日

第二條 本工事ニ關スル設計仕様書及圖面ハ別紙ノ通りトス

第三條 本工事ハ甲ノ指示セル文書、圖面ニ依リ甲ノ命シタル監督員ノ指揮ニ依リ施行スルモノトス

乙ハ契約書並ニ甲ノ提示シタル文書圖面ニ記載ナキ事項ト雖モ工作物ノ組織上必要缺クヘカラサル些少ノモノハ契約金額ヲ變更スルコトナク當然施行ノ義務アルモノトス

第四條 乙ハ常ニ現場ニアリテ工事ノ進行ヲ管理スヘシ

但シ代理人ヲ派遣セントスルトキハ乙ハ甲ノ承認ヲ受ケタル者ヲ以テスヘシ其代理人ヲ變更セントスルトキ亦同シ

甲ニ於テ代理人不適當ト認メタルトキ又ハ不都合ノ所爲アリタルトキハ差換ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 工事ニ使用スヘキ物件ハ本村ヨリ交付スルモノ、外總テ乙ノ負担トス

前項ノ交付ノ物件ニ對シテハ乙ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ保管ノ責ニ任スヘシ若シ故意、禍失ニ依リ亡失毀損シタルトキハ甲ハ其事實ヲ審査シ同種同様程度ノ現品又ハ甲ノ指定シタル價格ニ依リ其損害ヲ賠償セシムルコトヲ得

第六條 工事ニ使用スヘキ物件ハ其使用又ハ施行前工事現場ニ於テ監督員ノ検査若クハ試験ヲ受クヘシ

調査又ハ加工ノ上使用スベキモノ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ甲ハ使用數量ノ一部若クハ全部ヲ數口ニ區分シ各口ノ一部ヲ検査又ハ試験ヲナシ其成

續ニ依リ總量又ハ各口總量ノ適否ヲ判定スルコトヲ得

第七條 乙ニ於テ前條ノ検査若クハ試験ヲ經スシテ材料ヲ使用シ又ハ工事ヲ施行シタルトキハ其構造物ノ全部若クハ一部ヲ解脱シテ更ニ検査若クハ試験ヲ行フコトアルヘシ

第八條 從業員左ノ各號ノ一ニ該當スルト認メタルトキハ監督員ハ乙ニ其者ノ退場ヲ求ムルコトアルヘシ

- 一、作業拙劣ナルトキ
- 二、他人ノ作業ヲ妨害シタルトキ
- 三、工事、作業ヲ粗雑ニナシタルトキ
- 四、監督員ノ指揮ニ從ハス又ハ其職務執行ヲ妨ケタルトキ
- 五、前各號ノ外不都合ノ所爲アリタルトキ

第九條 甲ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルト認メタルトキハ監督員ノ検査若クハ試験ヲ經タルト否トニ拘ラス隨時期限ヲ定メ材料ノ引換又ハ工作物ノ改造補修ヲ求ムルコトアルヘシ

- 一、工作物ニ使用セル材料不良又ハ不適當ト認メタルトキ
- 二、工作物ノ工作力契約ニ適合セスト認メタルトキ
- 三、工作物ノ組織作工ヲ拙劣又ハ粗雑ト認メタルトキ

第十條 工事竣功シタルトキハ乙ハ監督員ヲ經テ其旨届出ツヘシ

前項ノ届出アルトキハ甲ハ期日ヲ定メ検査若クハ試験ヲ行ヒ契約ニ定メタル事項ニ適合セリト認メタルトキハ之ヲ受授シ其代金ヲ支拂フモノトス

但シ甲ノ認ムル處ニ依リ乙ハ工事ノ出來高ニ應シ其金額ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第十一條 前條ノ検査若クハ試験ニ必要アリト認メタルトキハ甲ハ工作物ノ一部ノ構造ヲ解脱セシメ若クハ加工物ヲ分拆シ又ハ他ノ方法ヲ用ヒ精密ナル検査若クハ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十二條 検査若クハ試験ノ結果契約ニ定メタル事項ニ適合セスト認メタルトキハ甲ハ期日ヲ定メ工作物ノ改造又ハ補修ヲ求ムルコトヲ得

第十三條 甲ハ工事其他ノ都合ニ依リ本契約ニ於ケル工作物ノ設計若クハ竣功期限ヲ變更シ又ハ契約ノ履行ヲ中止スルコトヲ得

前項ニ依リ變更又ハ中止シタルトキハ乙ハ指定ノ期間内ニ承諾書ヲ提出スルモノトス

第十四條 乙ハ天災地變其他ノ理由ニ依リ第一條ノ期限内ニ竣功スルコト能ハサルトキハ其理由ヲ詳具シ延期ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ甲ハ相當ト認ムル日數ノ延期ヲ與フルコトヲ得

前項ノ理由ナクシテ期限内ニ竣功セサルトキハ乙ハ遲滞一日ニ付當初契約シタル金額ノ千分ノ一ニ相當スル金額ヲ延滞料トシテ支拂フヘシ

第十五條 第十三條第一項ノ設計變更ニ依リ不用トナリタル材料又ハ第十九條ノ場合ニ於テハ工事ノ既成部分及現場ニ搬入シアル物件ハ第十條乃至第十二條ノ例ニ依リ検査若クハ試験ヲ行ヒ契約ニ定メタル事項ニ適合セリト認メタルモノニ限リ其代金ヲ支拂フコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ代金ヲ支拂フトキハ甲ノ認定スル金額ニ依リ精算スルモノトス

第十六條 検査若クハ試験ノ結果契約ニ安メタル事項ニ適合セスト認メタル物件アルトキハ乙ニ於テ甲ノ指定シタル期間内ニ之ヲ工事場以外ニ搬出スルモノトス若シ乙ニ於テ搬出セサルトキハ甲ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメ其ノ費用ヲ乙ニ負担セシムルコトヲ得

第十七條 乙ハ請負ニ關スル權利義務ヲ甲ノ承諾ナクシテ他人ニ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十八條 目的物ノ受授ヲ完了スル迄一切ノ費用及受渡完了前ニ於テ生シタル一切ノ損害ハ總テ乙ノ負担トス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲ハ何等ノ手續ヲ要セス且ツ何等ノ補償ヲナスコトナク本契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトヲ得

一、甲ニ於テ契約期間内ニ乙カ本契約ノ履行ヲ爲シ能サルモノト認メタルトキ

二、工事執行ニ付不正ノ行爲アリタルトキ

三、工事及物件ノ検査、監督ニ際シ乙若クハ其代理人、使用人等ニ於テ係員ノ指揮ニ從ハス又ハ其職務

ノ執行ヲ妨ケ又ハ妨ケシメタルトキ

四、乙ノ居所不明ナルトキ又ハ工事ヲ抛棄シ若クハ正當ノ理由ナクシテ工事ヲ休止シタルトキ

五、乙カ正當ノ事由ナクシテ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ

六、前各號ノ外本契約ニ違反シタルトキ

第二十條 前條第一號乃至第六號ニ依ル契約解除アリタルトキハ乙ハ當初契約シタル金額ノ二百分ノ十二ニ相當スル違約金ヲ甲ニ支拂フヘシ

前項ノ違約金ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

第二十一條 甲ハ乙ヨリ延滞料、違約金若クハ損害賠償金ヲ徴スヘキ場合ニ於テ乙ニ支拂フヘキ代金ノ未拂ノモノアルトキハ直チニ債務ノ相殺ヲ爲シ得ルモノトス

第二十二條 本契約書及附屬ノ文書、圖面等ニ關シ所見ヲ異ニスルトキハ乙ハ甲ノ所見ニ依ルモノトス右契約ヲ證スル爲メ本書貳通ヲ作成シ當事者記名調印ノ上各壹通ヲ所持ス

昭和十年十一月二十二日

和歌山縣西牟婁郡新庄村

甲 村長 坂本 菊松

同縣 同郡 同村 百四拾五番地ノ壹號

乙 請負人 岩本 長平

## 第七章 水道使用條例及給水狀況

### 一、水道使用條例

#### 第一章 通 則

- 第一條 上水ノ供給ハ特ニ承認シタルモノノ外計量ニヨリ給水ス
- 第二條 給水ノ裝置ヲ分テテ左ノ四種トス
- 一、專用栓 一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニシテ普通家事用ノ爲メニ供給スルモノ
  - 二、特別栓 左ノ用途ニ供スルモノ
    - (イ) 湯屋營業用
    - (ロ) 船 舶 用
    - (ハ) 工事又ハ一時使用ノモノ及娛樂用ノモノ
    - (ニ) 前各號ノ外村ニ於テ特別栓ニヨリ供給スヘキモノト認メタルモノ
  - 三、共用栓 普通家事用ニシテ二戸以上ノ共用若クハ公衆用ノ爲メ供給スルモノ
  - 四、消火栓 公設又ハ私設トシテ防火用ニ供給スルモノ
- 前項ノ種別及用途ハ村長之ヲ認定ス

第三條 本條例ニ於テ給水裝置ト稱スルハ給水ノ爲メ配水管ヨリ分岐シタル給水管及之ニ附屬スル給水用具ヲ以テ構成セル設備ヲ謂フ但シ量水器ヲ包含セス

第四條 給水裝置ノ新設、増設、變更、使用其他給水ニ關スル事項ハ總テ村長ノ承認ヲ受クヘシ他人ノ給水裝置ヲ保管セントスルトキ亦同シ

第五條 共同栓ハ特ニ承認シタルモノノ外使用スルコトヲ得ス

第六條 量水器並ニ共用栓ノ鑑札及鍵ハ本村ヨリ之ヲ貸與ス

前項ノ物件ノ保管ハ給水裝置ノ所有者又ハ保管者若クハ給水請求者ノ責任トス

第七條 私設共用栓ノ給水裝置ハ其ノ使用者ノ居住スル土地又ハ家屋ノ所有者ニ非ラサレハ新設ノ請求ヲ爲シ若クハ土地家屋ト分離シテ賣買、讓渡、相續及遺贈ノ目的トナスコトヲ得ス

第八條 私設消火栓ハ本村ニ於テ之ヲ封緘シ火災又ハ演習ノ外之ガ使用スルコトヲ許サズ防火ノ爲消火栓ヲ使用シタルトキハ速カニ届出検査ヲ受クベシ消火栓ヲ演習ノ爲メ使用セムトスルトキハ水道吏員ノ立會ヲ求メ其ノ指揮ヲ受クベシ

第九條 給水裝置所有者又ハ給水裝置請求者本村内ニ居住セサルトキハ使用料其他一切ノ事項ヲ處辨セシムル爲メ本村内ニ代理人ヲ選定スベシ

第十條 左ノ場合ニ於テハ給水管ヲ切斷スルコトアルヘシ

- 一、水道ノ使用ヲ廢止シタルトキ
- 二、給水装置所有者九十日以上所在不明ニシテ保管者ナキモノ
- 三、水道使用廢止ノ状態ニアリト認メタルトキ

第十一條 給水ハ天災事變又ハ水道工事若クハ水壓ノ維持其ノ他止ムヲ得サルトキハ村ハ給水ノ全部又ハ一部ノ制限若クハ停止スルコトアルヘシ此ノ場合ニハ村長ニ於テ豫メ日時、區域ヲ通知ス但シ急迫ノトキハ此限ニ非ス

第十二條 給水ノ制限停止漏水又ハ斷水ヨリ生スル損害ニ對シテハ本村其ノ責ニ任セス

第十三條 給水装置不完全トナリ漏水其他障害ノ虞アリト認メタルトキハ變更修繕又ハ撤去ノ手續ヲ爲サシムルコトアルベシ

前項ノ手續ヲ爲サザルトキハ本村ニ於テ直チニ工事ヲ施行シ其ノ費用ヲ徵收ス

第十四條 水道使用者ハ其ノ目的以外ニ給水ヲ使用シ又ハ他人ニ分與販賣スルコトヲ得ズ

#### 第二章 給水工事及工費

第十五條 給水装置ノ新設、増設、改造、修繕、撤去其ノ他ノ工事ハ本村ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ請求者ノ負担トス但シ請求者特ニ村長ノ承認ヲ受ケタルトキハ自己ノ材料ヲ提供シ又ハ量水器以下ノ流末工事ヲ爲スコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於ケル設計材料及工事ハ本村ノ検査ヲ受クベシ

第十六條 給水装置ノ工事又ハ設計ノ請求者ハ村長ノ指定スル概算金ヲ豫納スベシ

但シ官公署及官公立ノ學校、病院其ノ他豫納ノ必要ナシト認メタルモノハ此ノ限ニ非ズ

前項概算額ヲ指定ノ期間内ニ納付セザルトキハ其ノ請求ヲ取消シタルモノト做シ工事施行ノ準備ニ要シタル費用ハ之ヲ徵收ス

第一項ノ工事概算額ハ精算ノ結果過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徵ス

第十七條 給水装置ノ位置ハ請求者ノ指定ニ依ル但シ村長ニ於テ不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ

請求者其ノ指定ヲ爲サザルトキハ工事ノ請求ヲ取消シタルモノト做ス

給水装置ノ位置又ハ工事施行ニ關シ第三者ノ異議アルモ本村ハ其ノ責ニ任セス

第十八條 道路工事其ノ他ノ事由ニ依リ公用地内ニ於ケル給水装置ノ移轉、改造、撤去又ハ修繕等ノ必要アルトキ所有者ノ請求ヲ俟タズ本村ニ於テ之ヲ施行シ之レニ要スル一切ノ費用ハ所有者ノ負担トス

第十九條 工事ヲ一時ニ納付スルコト能ハサルモノハ新設ノ場合ニ限り村長ノ承認ヲ受ケ拾箇月以内ノ月賦ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ保證人ヲ定メ連署ヲ以テ月賦證書ヲ提出スベシ

前項ノ月賦金ニハ村長ノ定ムル利子ヲ加算ス但シ分納期ヲ繰上ゲ完納シタル分ニ對シテハ利子ヲ免除ス

月賦ヲ承認シタル場合ハ第一回分ヲ納付シ月賦證書ヲ提出シタル後ニ在ザレバ工事ヲ施行セズ但シ工事完成後工費ヲ精算シ過不足ヲ生シタル場合ハ第二回以後ノ納期ニ於テ之ヲ増減ス

保證人ハ村内ニ居住シ土地又ハ家屋ヲ有シ若クハ直接國稅ヲ納ムルモノニ限ル

保證人ハ連帶ノ責任アルモノトス

第二十條 給水装置ノ所有權ハ工費ノ完納ニ至ル迄本村ニ於テ之ヲ留保シ其ノ保管ハ請求者ノ責任トス

給水装置工事中ノ既成部分ニ付テモ亦同ジ

第二十一條 工事完納前給水装置ヲ毀損亡失シタルトキハ不可抗力ニ依ル場合ト雖モ其ノ未納ニ係ル工費ハ之ヲ徵收ス

第二十二條 工費ヲ指定期限内ニ納付セサルトキハ給水装置ヲ撤去スルコトアルベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ撤去シタル材料ヲ處分シテ未納工費ニ充當シ尙過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徵ス

第二十三條 村長ニ於テ取締上其他必要アリト認ムルトキハ所有者ノ請求ヲ俟タス給水装置ノ検査改造又ハ修繕ヲナスコトアルベシ此ノ場合ニ於ケル費用ハ所有者ノ負担トス但シ事情ニ依リ之ヲ減免スルコトアルベシ

第二十四條 他人ノ給水装置ヨリ支分シテ給水装置ヲ爲サムトスルモノハ其ノ所有者ノ承諾書ヲ添へ請求

スベシ其ノ承諾ヲ爲シタルモノ給水装置ヲ撤去又ハ廢止セムトスルトキハ豫メ支分引用者ニ通知スベシ  
第二十五條 給水装置ノ工事竣成後六十日以内ニ給水請求者ノ責ニ歸スヘカラザル事由ニ依リ瑕疵アルヲ發見シタルトキハ本村ノ費用ヲ以テ之ヲ修繕ス

第三章 使用材料及手數料

第二十六條 専用栓、共用栓、特別栓ノ給水使用料金及私設消火栓演習使用料金ハ給水装置所有者又ハ保管者ヨリ村有給水装置ノ使用料ハ給水請求者ヨリ之ヲ徵收ス

第二十七條 使用料ノ徵收ハ左ノ區別ニ依ル

一 専用栓

一ヶ月使用料拾立方米迄 金壹 圓

以上每壹立方米ニ付 金七 錢

二 特別栓

(イ) 湯屋營業用

一ヶ月使用量百立方米迄 金五 圓

以上每壹立方米ニ付 金四 錢

(ロ) 船舶用

每壹立方米ニ付 金參拾五錢

(ハ) 工事又ハ一時使用ノモノ  
拾立方米迄一立方米ニ付 金參拾錢  
以上每壹立方米ニ付 金貳拾錢

(ニ) 前各號ノ外本村ニ於テ特別栓ニ依リ供給スベキモノト認メタルモノハ類似ノモノヲ參酌シテ其  
使用料ヲ徴收ス

三、共用栓

一戸一ヶ月使用量六立方米迄 金五拾錢  
以上每壹立方米ニ付 金五錢

四、私設消火栓

私設消火栓ヲ演習ノ爲メ使用スルトキハ一口十五分間毎ニ金貳圓ヲ徴收ス十五分ニ滿タサルトキモ  
亦同シ

第二十八條 量水器ノ使用料左ノ如シ

一 内徑十三耗 一ヶ月ニ付 金貳拾錢  
二、内徑十六耗 一ヶ月ニ付 金貳拾五錢

三、内徑二十耗

一ヶ月ニ付 金參拾錢

四、内徑二十五耗

一ヶ月ニ付 金四拾錢

第二十九條 給水使用料ハ本村ノ認定ニ依リ一ヶ月分ヲ前納セシメ爾後ハ翌月ニ於テ其ノ前月分ニ點檢シ  
タル使用料ニ依リ納付セシム

但シ豫納金ハ廢水ノ月ニ於テ精算シ過不足アルトキハ追徴又ハ還付ス

第三十條 前條給水使用料ハ毎月之ヲ徴收スルモノトス月ノ中途ニ於テ給水ノ開始、變更又ハ廢止ヲ爲シ  
タルモノノ使用料ハ隨時納期ヲ定ム

官公署及官公立學校、病院其ノ他臨時給水ニ係ルモノハ精算額ニ依リ隨時之ヲ徴收スルコトヲ得

第三十一條 量水器ノ使用料ハ前條給水使用料ト同時ニ徴收スルモノトス月ノ中途ニ於テ給水ノ開始又ハ  
廢止ヲ爲シタルトキ亦同シ

第三十二條 給水裝置又ハ量水器ニ異狀アルトキ若クハ臨時ノ給水ニシテ量水器ヲ裝置セアル場合ハ村長  
ニ於テ其ノ使用量ヲ認定ス私設消火栓ヲ使用シタルトキ及使用料ノ逋脱ヲ圖リタルトキ亦同ジ

第三十三條 公益上其ノ他必要アリト認メタルトキハ村長ノ認定ニ依リ使用料ヲ減免シ又ハ計量ニ依ラス  
シテ給水ヲ爲スコトアルベシ

第三十四條 給水裝置所有者若クハ保管者其ノ保管ニ係ル量水器ヲ毀損亡失シ又ハ盜難ニ罹リタルトキハ



相當代價ヲ辨償セシム但シ自然破損又ハ不可抗力ニ因ルモノハ此ノ限リニアラズ

第三十五條 設計手数料ハ修繕工事ヲ除クノ外左ノ區別ニ依リ之ヲ徵收ス設計後其ノ變更ヲ爲サムトスル時同ジ

但シ官公署學校病院等ハ此ノ限リニアラズ

- 一、鉛管工事、一工事ニ付金五拾錢トシ支柱一ヶ所ヲ増ス毎ニ金參拾錢ヲ加フ
  - 二、配水管工事、一工事ニ付金壹圓トシ消火栓一ヶ所ヲ増ス毎ニ金五拾錢ヲ加フ
- 前項手数料ハ前納トシ給水装置ノ工事又ハ設計請求ト同時ニ納付スベシ  
既納ノ設計手数料ハ請求ヲ取消シ又ハ取消サレタル場合ト雖モ之ヲ還付セス但シ設計未着手ノ場合ハ此ノ限リニアラス

第三十六條 設計外ノ手数料ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ徵收ス

- 一、共用栓ノ鑑札又ハ鍵ノ再交村ヲ爲ストキ  
鑑札一枚ニ付 金參拾錢 鍵一箇ニ付 金五拾錢
- 二、量水器ノ試験ヲ請求シ試験ノ結果異狀ヲ認メザルトキ  
量水器ノ公稱口徑二十五耗以下 一箇 一回ニ付 金壹圓五拾錢  
量水器ノ公稱口徑五十耗以下 一箇 一回ニ付 金貳圓五拾錢

其ノ他材料及流末工事ノ検査ヲ要スル場合ノ手数料ハ村長之ヲ定ム

本試験検査ノ爲メ特ニ要スル費用ハ別ニ之ヲ徵收ス

#### 第四章 違背處分

第三十七條 使用料其ノ他ノ納付金ヲ怠リタルトキハ完納ニ至ル迄給水ヲ停止ス

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二ヶ月以内給水ヲ停止シ又ハ五圓以下ノ過料ヲ科ス

- 一、恣ニ導水装置ヲ爲シ又給水装置ヲ移動、變更、撤去若クハ加工シタルトキ
- 二、恣ニ止水栓ヲ開閉シタルトキ
- 三、故意ニ量水器ヲ破損シ又ハ恣ニ分與販賣シタルトキ
- 四、給水ヲ濫用シ又ハ恣ニ分與販賣シタルトキ
- 五、共用栓ノ鑑札、鍵ヲ貸與又ハ讓渡シ若クハ之ヲ連繫セスシテ使用シタルトキ
- 六、恣ニ給水装置ヲ種別ノ異リタル用途ニ使用シタルトキ
- 七、給水装置ノ修繕手續ヲ怠リ漏水ヲ放任シタルトキ
- 八、私設消火栓封緘ヲ消火ノ目的ニ非スシテ破損シ又ハ恣ニ消火以外ノ用途ニ使用シタルトキ
- 九、給水装置ニ障害ヲ及ボスト處アリト認ムル施設ヲ爲シタル時
- 十、使用料ヲ逋脱ヲ圖リタルトキ

十一、水道係員ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ妨害シタルトキ

第三十九條 本條例ノ違背行爲者ニシテ給水装置ノ所有者、保管者、使用者又ハ給水請求者ノ家族雇傭人同居人ナルトキハ其ノ行爲者ノ屬スル戸主、世帯者又ハ雇傭主ヲシテ其ノ責ニ任セシム

第四十條 違背處分ヲ受クルモ其ノ行爲ヲ改メサルトキハ其ノ使用ノ承認ヲ取消シ給水管ヲ切斷スルコトアルベシ

第四十一條 違背處分ヲ受ケタルモノ其ノ違背行爲ヲ匡正シタル時ハ停止處分ノ執行ヲ猶豫シ又ハ減免スルコトアルベシ

#### 第五章 附 則

第四十二條 公益上其ノ他必要アリト認ムル時ハ特ニ區域外ニ給水スルコトアルベシ

前項ノ給水ニ關スル事項ハ其ノ必要ヲ生シタル時村會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四十三條 本條例ノ施行期日並ニ細則ハ村長之レヲ定ム

#### 二、給 水 状 況

水道布設工事着手以來順調なる天候に恵まれ、要部の施行は殆んど終了し昭和十一年四月早くも通水を行つたのである。

これより先き村當局は如何して給水の普及徹底を期すべきかについて腐心し、議員諸彦率先して給水申込

の勧誘に當り、工事施行直前既に百餘戸の申込者があり、給水開始と同時に續々申込増加し既に豫定を突破して百五拾餘戸に達したのである。

給水人口より既に第二年目の普及率に到達し、村民水道の實用價值より來る認識と誠意ある當局者各位の努力に依つて益々増加の傾向を示して居るのである

各字別に之を示せば次の如くである。

橋 谷	四十八戸
名喜里	七十五戸
北 原	七戸
長井谷	三戸
跡之浦	十二戸
計	百四十五戸

#### 附 録

本村の水道とエタニットパイプ使用に就て

本村水道の要部を構成する、導水管、淨水場内管及配水管は、異形管類を除く外は儘くエタニットパイプを使用して居るのである。

輓近此のエタニットパイプは壓力管として、水道に使用せらるゝ様になり各地の水道に於て相當の成績を収めて居る實例は少くない。

然し水道を構成する水路線の全線に亘りて此の管を使用して居る所は其例二三に過ぎぬ、大部分は鑄鐵管と併用されて、導水管とか或は配水管の一部とかに局部的に使用せられて居るのである、本村は此の点に於ては他に先駆したと云ひ得るのである此のエタニットパイプは我國に渡來して日尙淺く、鑄鐵管の如く數十年の實跡を踏んで居らぬ關係上、之を使用するに方り聊か不安を抱くのは一般の傾向の如くに感せられて居る様である。本村に於ては悉く此の管を採用して重大なる任務を分擔せしめてある關係上、之が適當であるや否や、の点に就て以下概略の説明を加へ度いと思ふのである。

尙ほ此の説明は製造會社の宣傳をする等の意味は毫もなく、純然たる技術的公平なる立場より述べるもので此の点は特に斷つて置く次第である。

元來此の「エタニットパイプ」の起源は伊太利國で、ゲノアにあるエタニット會社が始めて此の管の製造を開始し、製品を市場に出したのは千九百十四年で歐州大戰の起つた年である、以來戰亂の爲に、國外に擴る事が遅れ、平和となつてから始めて各國に使用せらるゝに至つたのである。

我國に於ては、昭和八年始めて東京に、日本エタニットパイプ株式會社の工場が出来、製管業界に始めて知らるゝ様になり、以來瓦斯用、水道用、電鎖用等其他各方面の需要に應じ、從來鐵管又は混凝土管を以て

する種類の工事が逐次此の管を採用せらるゝ様になり隨つて此の方面に關係せらるゝ人士の間に相當の興味を感せらるゝ様になつたのである。

エタニットパイプの良否或は實用價值如何と云ふ様の点に就ては、此の管は新たに進出したものであるから、其利害得失等は慎重に研究し、相當確信を得た上でなければならぬ事は勿論であるが、今日まで此の「パイプ」の試験結果として、種々なる「テスト」を行ひ各方面（内務省土木試験所、東京工業試験所、東京市水道局擴張課等の試験報告）から發表せられて居り又實際に使用した現地に就て深く研究を重ねても、此の管の死命を制するが如き缺點は見當らないのである、「エタニット」を實際に水道用管として敷設し、最も古いものは二十八年を経過して居り其試験成績に依れば内面の圓滑は新管と其差を認め得ない事は既に各方面に報告せられて居るが、我國に於ては、使用以來數年を経過して居るに過ぎぬから、遺憾乍ら其試験を行はれて居ない。之等の試験成績を記載すれば何かの参考ともなる事と思はれるが茲では之を省略し、從來我國に於て水道用管として使用されて來た鑄鐵管を採り之と比較對照して見た方が最も適當な方法かと考へ以下簡單に記し度いと思ふ。

我が國の水道が近代的の裝備を施さるゝ様になつてから水道用管としては、鑄鐵管を使用して居り、最近多少の鋼鐵管も使用されて居る、近來はまた高級鑄鐵管の出現を見るに至り昨今鐵管と云へば殆んど此の高級鑄鐵管を意味する程に至つたのである。高級鑄鐵管と從來の鑄鐵管の相違を簡單に云へば高級鑄鐵管は

鑄鐵材の外鋼鐵を配したもので、鑄鐵管よりは管厚に比し水壓にも耐へ幾多卓越せる点に於て、在來の鑄鐵管をはるかに凌ぐ優秀品であるが、管材の性質上或年數後には腐蝕と云ふ事を考へなければならぬ。「エタニット」に於ては、全然之を考慮外に置く事が出来る、又從來鐵管に於ては製造の方法等より考へ、充分なる各種抵抗力に對する餘裕を見込まなければならなかつたものが、「エタニット」の製造法より考へると、其材質が齊一で且起るべき寸法の誤差もなく鑄型を用ひて熱鑄湯を注ぐものと全然趣を異にし、此の餘裕を鐵管の如く過分に見る必要がない。

次に管内流量の事であるが、管材の内面構造粗にして水の流れに對する抵抗が大なる時は、水道用管として利用價值が少い事になる。此の点に於て「エタニット」は前にも述べた如く二十八年後に至るも新管と差異ない程であるから利用價值が高い譯である。鐵管は流るゝ水の化學的性質の如何にも依るが、從來の經驗に依る時は内面に鑄瘤を生じ、斷面積を縮少すると同時に流量を減ずるは既に周知の事實である。此の点を數理的に見て「エタニット」百に對し、鐵管は七十八の割合に相當するのである、故に鐵管の流量はエタニット管の約八割に相當すると云ふても過言ではない。

エタニット管は相當強度も有し製管上の誤差もなく、又流量も優秀であるから、水壓管としての資格の主要なる條件を具備して居る事は明かであるが價格の点で如何であるかと云ふ事は尙一層考究する必要がある。今布設管線として之を比較するものとし、鐵管にありては普通用ひらるゝ鉛接合となし、「エタニット」に

ありては本村に於て使用せる「ギボルト」接合となし、同一管經に對しては、掘鑿、埋戻等は同一と見做て管價、接合材料、接合、材料運搬等を夫々兩種の管につき計算し本村の水壓と對照する二種類をとり一米當の價格を算出し、比較を知るに便ならしむる爲め、之を圖式に示せば末尾の如くなるのである。

尙ほ此の兩管の單價は本水道設計當時に於けるのもので鐵管は噸八十圓としエタニット管は製造會社發行の定價表に依れるものである。

エタニット管の特長として尙此他、比重少にして運搬に便利なる事、熱の不良導體なる事、衛生的なる事、接合部の構造上耐震性なる事、及接合部より絶對漏水の虞なく且特に曲管を使用せず十度以内の屈曲をなし得るを以て曲管を省き得る事、

アルカリ、及酸類に耐ゆる事等が擧げられ得るであらうが、斯の如く長所あると同時に又半面に於て短所ある事は免れない所である先第一に製作直後使用し得られず管体の硬化を突つて使用せねばならぬこと、第二に現在の處各種異形管類は鐵管を使用せねばならぬ事、第三には「エタニット」管の材質は水壓管としての強度大であるとは雖も、鐵管に比すれば遙かに少いのであつて従つて來る抗折強度の不充分は現地施行に際しても往々見受けらるゝ處である。これは現場試験の結果から考察するときには、地中相當の深さに埋設して使用する場合にありては管は地中に彈性的に支持せられ、荷重物も此彈性體を介して傳達せらるゝから、此の缺陷は殆んど顧慮するに足りない事であるとせられて居るが、試験結果のみでなく實地に當つて數多く

の管線を作る場合に於ては管理戻に際して管體の周圍搗固めの不充分等より、地中に於て不睦を生じ其結果折換する事も屢々經驗する處である、故に此の缺點は「エタニットパイプ」のみに歸する問題でなく工事者の充分なる經驗と注意を以てすれば完全に除かれ得るものと思ふ

之を要するに「エタニットパイプ」は輒近に於ける發明器中の優良なるものゝ一つであつて水道用管としては其價格等の点よりして各種類に依り相違するが、三百五十耗乃至三百耗以下の小管が最も適當して居るものと思ふ又本説明に於て便宜上鐵管と比較對照はして來たのであるが、其優劣を相争ふべき性質のものでなく各々長所、短所を有して居るのであるから、範圍分野も自然定まる譯で經濟的にみて水壓流量の如何を考察しまた化學的成分の有する液體であるか否か等の見地より畢竟適材を適所に使用して完全なる目的を達すべきである。

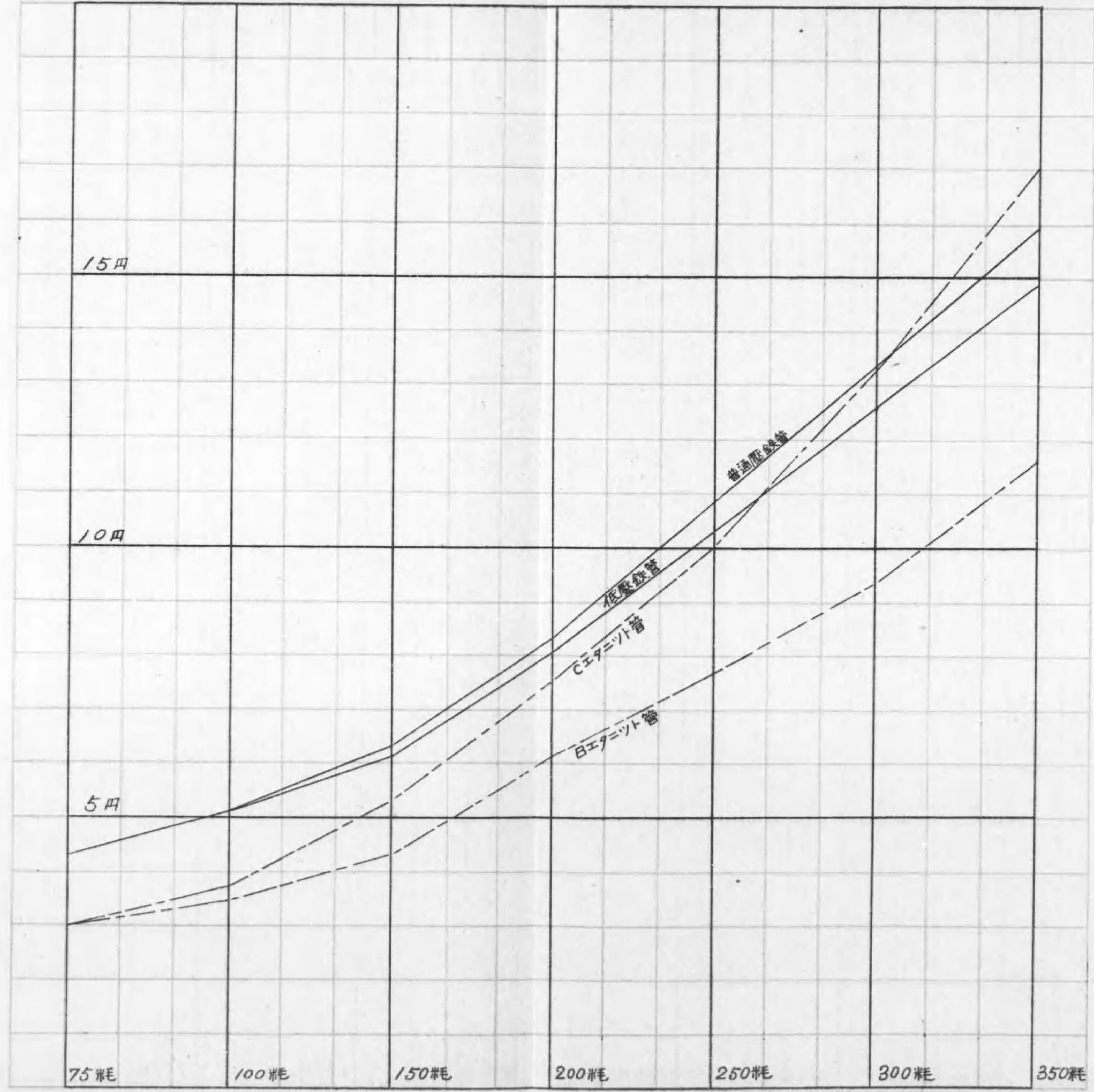
以上説明した處により本村の水道は水壓高からず、流量差亦多からず管外部より來る衝撃を受くる如き所も少きを以て經濟的に觀てエタニットパイプを使用する事は有利にして所謂適材を適所に使用したものと認め此事を爰に簡單に記述する次第である

### 新庄村水道小誌 完

べきである。

以上説明した處により本村の水道は水圧高からず、流量差亦多からず管外部より來る衝撃を受くる如き所も少きを以て經濟的に觀てエタニットパイプを使用する事は有利にして所謂適材を適所に使用したものと認め此事を爰に簡單に記述する次第である

### 新庄村水道小誌 完



昭和十一年五月二十日印刷  
昭和十一年五月二十四日發行

和歌山縣西牟婁郡新庄村役場

發行所 一三仲

印刷者 和歌山縣西牟婁郡田邊町大字湊一五七八番地  
坂口 國松

印刷所 和歌山縣西牟婁郡田邊町大字湊一五七八番地  
自治會印刷所

終

